つるがの環境

－第3次敦賀市環境基本計画年次報告書－
令和5年度版

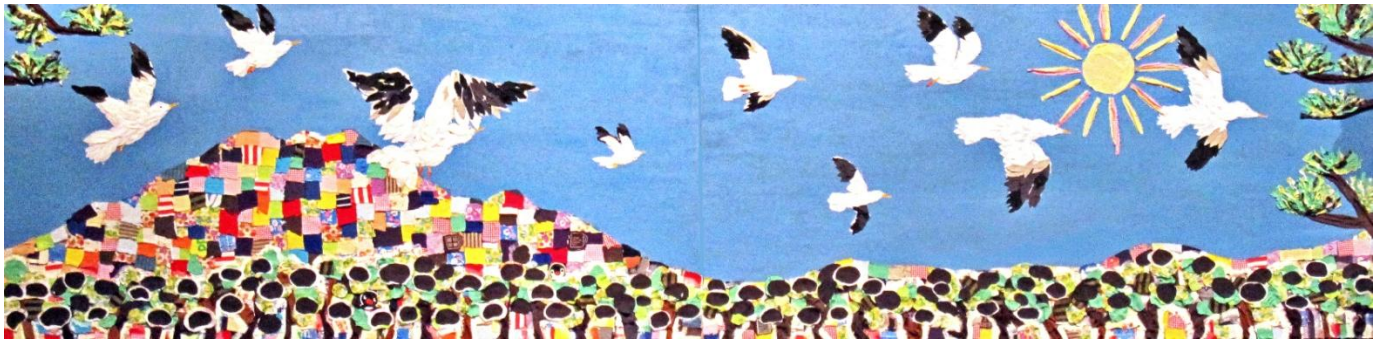

令和7年3月

敦　賀　市

もくじ

第1章　敦賀市環境基本計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第2章　敦賀市の環境状況・・6

1　地球環境・・6

(1)温室効果ガス　(2)エネルギー

2　自然環境・・9

(1)自然　(2)気象　(3)地下水位　(4)野生鳥獣害

3　資源循環・・17

(1)ごみ　(2)廃棄物(不法投棄)　(3)樫曲地区民間廃棄物最終処分場に関する調査

4　生活環境・・20

(1)大気　(2)水質　(3)ダイオキシン類　(4)騒音・振動　(5)悪臭　(6)放射性物質

(7)公害苦情

5　快適環境・・32

(1)都市公園　(2)文化財　(3)公共交通　(4)　環境美化運動

(5)つるが環境みらいネットワークの活動　(6)敦賀市かんきょうコンクール

第3章　環境施策の現状・・・36

1　ゼロカーボンシティへの挑戦・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

2　自然環境の保全・・36

3　循環型社会の形成・・・37

4　生活環境の保全・・37

5　次世代につなげる取組・・・41

表紙絵題名:『Imagine』

2014年3月に開催された「つるが環境フェア」において、敦賀市出身のアーティストますやま理人さんが考案された、敦賀を象徴する「松、ユリカモメ、野坂山」をモチーフとした下絵を元に、ますやまさんと来場者のみなさんで一緒に作り上げた作品です。古着の切れ端とペンキを使用したリサイクルアートとして、不用品が美しい作品に生まれ変わる様子を表現するとともに、消費について考え、持続可能な社会を「イメージ」しながら暮らしてもらいたいという想いが込められています。

第1章　敦賀市環境基本計画の概要

1　敦賀市環境基本計画年次報告書とは

敦賀市環境基本計画年次報告書は、第3次敦賀市環境基本計画（令和5年度～令和14年度）に掲げた環境施策に関して、市が実施した事務事業やこれに付随する測定値などの取組結果及び前期環境アクションプランにおいて設定した数値目標の進捗状況を取りまとめたものです。

本市の環境の状況と環境の保全等に関する施策については、これまで「つるがの環境」として、敦賀市環境基本条例第16条の規定に基づき取りまとめていました。平成25年3月の第2次敦賀市環境基本計画の策定を機に、新たに敦賀市環境基本計画年次報告書として作成しています。

この年次報告書の情報をみなさんと共有し、環境活動のコミュニケーションツールとして活用することで、さらに市民・市民団体・事業者・市の協働による取り組みを推進していきます。

2　敦賀市環境基本計画の策定

本市は、恵み豊かな環境を守り育み、将来の世代へ引き継ぐために環境の保全と創造に関する基本理念等を定めた環境基本条例を平成12年3月に定めました。そして、この条例に基づいて環境基本計画を策定し、市民や市民団体、事業者の皆様とともに環境施策を推進してきました。

国内外の社会情勢の変化の中で、本市においては令和3年7月に、脱炭素社会の実現に向けて令和32（2050）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す『敦賀市「ゼロカーボンシティ」宣言』の表明や北陸新幹線敦賀開業など、敦賀市の未来の環境に変化をもたらす取組が動き出しております。

これらの状況を踏まえ、令和5年3月に第3次敦賀市環境基本計画を策定しました。本計画は、前計画を引き継ぎながら、「人と自然が共生し　恵み豊かに暮らす　環境を次世代につなげるまち　敦賀」を新たな環境未来像として、市民・市民団体・事業者・市がともに手を携え、自主的・積極的に今日の環境問題に取り組んでいくための指針を示すものです。

敦賀市環境基本条例の基本理念（第3条）

- ●環境の保全等は、すべての市民が健全で恵み豊かな環境を享受でき、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行わなければならない。
- ●環境の保全等は、環境への負荷の少ない健全で持続的発展が可能な社会の構築を目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- ●環境の保全等は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、適切に行わなければならない。
- ●地球環境保全は、地域の特性を活かし、すべての事業活動及び身近な日常活動において積極的に推進されなければならない。

3 計画の期間

第3次敦賀市環境基本計画の期間は、令和5年度（2023年度）を初年度とし、令和14年度（2032年度）までの10年間とします。

また「環境アクションプラン」は、「前期 環境アクションプラン（令和5年度から令和9年度まで）」と「後期 環境アクションプラン（令和10年度から令和14年度まで）」に分割して、5年ごとに見直しを行います。

4 対象とする環境の範囲

本計画が対象とする地理的な範囲は、敦賀市全域とします。ただし、広域的な問題への対応が必要な場合や市域を越える範囲で施策を展開する場合などには、国、県、近隣自治体や関係機関等と連携し、計画を推進します。

また、本計画が対象とする「環境」の範囲については、次節の5つの分野とし、SDGsの理念との関連を踏まえて計画を推進していくこととします。

5 環境未来像への5つの方向と目標

(1)ゼロカーボンシティへの挑戦 【地球温暖化対策実行計画】

■取組概要

平成27年に国際的に合意されたパリ協定を踏まえ、令和2年には政府が令和 32 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しています。

本市も、令和3年7月に「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを宣言しており、各主体がその実現に向け、温室効果ガスを減らす取組を実践していきます。

■重点項目

- 地域の脱炭素化実現に向けた取組
- 省エネルギーの推進
- ZEB・ZEHの普及促進
- 再生可能エネルギーの推進

(2)自然環境の保全

■取組概要

本市の貴重な自然とそこに育まれる多種多様な生き物や生態系を守り、今ある豊かな自然との共生を図り、その恵みを次世代に受け継いでいきます。

そのため、様々な主体の連携のもと、自然とのふれあいとともに、自然環境の保全に努めます。

■重点項目

- 気比の松原等海岸景観の保全
- 中池見湿地等生物多様性の保全
- 水道水源の保護
- 森林等の保全

(3)循環型社会の形成　【一般廃棄物(ごみ)処理基本計画】

■取組概要

3R(リデュース:発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生利用)を推進し廃棄物の減量及びリサイクルに努めるとともに、特にプラスチックについては3R+Renewable(リニューアブル:再生可能な資源への切替)の普及に向けた啓発活動等にも取り組みます。

また、廃棄物の処理について、近隣自治体との広域化・集約化等により効率的かつ適正な処理を実施するとともに、不法投棄等の防止に努めます。

■重点項目

- 廃棄物の減量
- 3Rの推進
- プラスチックごみ対策の推進
- 一般廃棄物処理の広域化
- 一般廃棄物の適正処理のための新たな施設整備

(4)生活環境の保全

■取組概要

市民が暮らしやすいと実感できるために、きれいな大気・水質・土壌を守り、騒音・振動・有害物質などの不安がない安全安心な環境の保全に取り組みます。

また、近隣公害の防止やまちなかの緑化等に取り組み、人々の心安まる美しいまちづくりを進めていきます。

■重点項目

- 公害の防止
- 地下水の保全
- まちなかの緑化
- 動物の愛護及び適正な管理
- 河川、騒音、振動、大気汚染等の監視

（5） 次世代につなげる取組

■取組概要

恵み豊かな環境を次の世代につなげるため、様々な主体（市民・市民団体・事業者・市）が連携・協働して、環境保全に取り組みます。

また、様々な主体が行う自然環境に触れる活動や環境保全活動への参加などをとおして、環境教育や環境学習を展開し、各主体間の相互理解を深めると共に、次の世代の担い手を育成します。

■重点項目

- 環境みらいネットワークとの連携
- 環境フェアの開催
- 地域での清掃活動の継続
- 学校教育での環境教育の推進

6 計画の推進体制

計画を実効性のあるものとするためには、市の各部局はもとより、市民・市民団体・事業者や関係機関などとの連携・協働により、全体的な推進をしていく必要があります。

このため、以下に示す体制を整備することにより、市民・市民団体・事業者・市のすべての主体が一体となって計画を推進していきます。

計画の推進体制

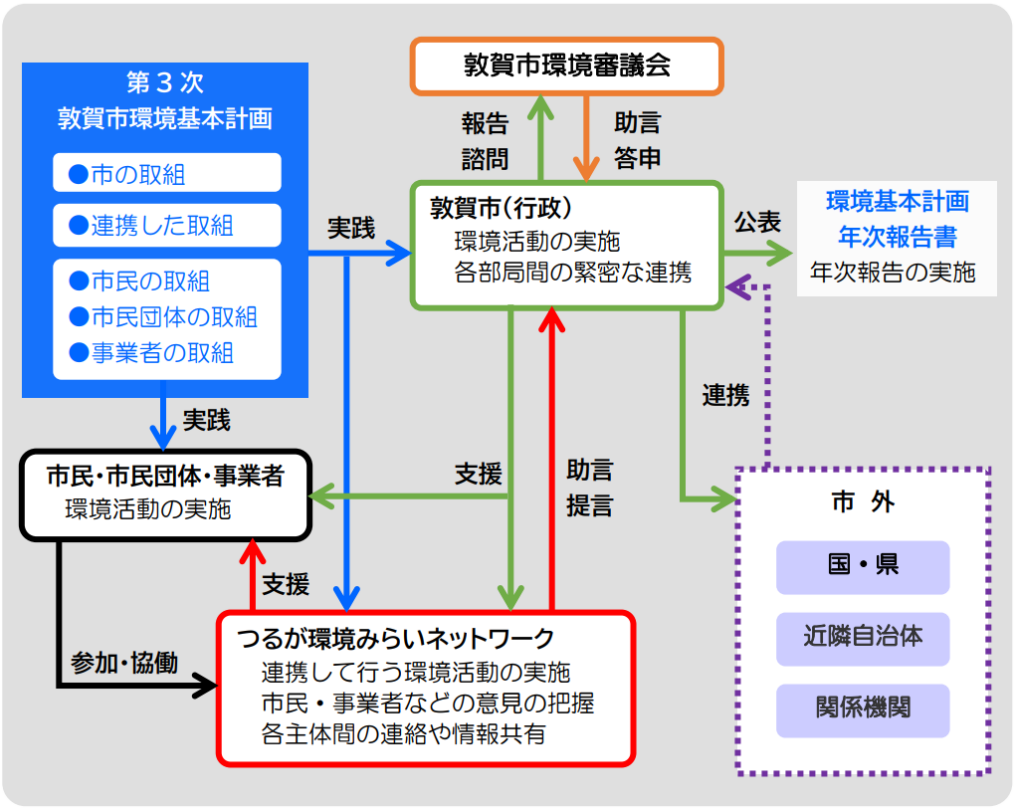

■つるが環境みらいネットワーク

環境の保全を図るためには、市による施策の実行だけではなく、市民・市民団体・事業者が連携・協働し、それぞれの役割と責任を自覚して、環境保全に取り組むことが必要です。

「つるが環境みらいネットワーク」は、市民・市民団体・事業者・市で構成された組織として、平成13年度に策定した環境基本計画に基づき設立されました。

それぞれの主体が相互に連携して取り組むべき環境活動だけでなく、市民・事業者の意見の把握、各主体間の連絡や情報共有、必要に応じた各種基本施策についての助言や提言を行います。

■敦賀市環境審議会

環境審議会は、敦賀市環境基本条例に規定する市長の諮問機関であり、学識経験を有する者、市内事業者、市民、市内団体の代表者で組織されます。

本審議会では、環境関係法令の基本的な事項のほか、環境基本計画の改定や推進状況などに関する事項について、総合的な視点から調査審議し、助言や提言を行います。

■市役所及び広域的な連携・協力体制の強化

本計画に基づく施策を推進していく上で市の各部局においては関係部局間の連携・調整を行うだけでなく、国・県、関係機関や隣接する自治体とも広域的な連携を図り、環境行政に取り組んでいく必要があります。

特に大気汚染や水質汚濁、地球温暖化などについては、市域を越えた広域的な取り組みが必要であることから、今後も引き続き国・県、関係機関などとの連携・協力体制の強化に努めます。

7 計画の進行管理

■「環境基本計画年次報告書」の作成と公表

計画の進捗状況を把握し、これを年次報告書として毎年作成します。この年次報告書は、ホームページなどで広く市民に公表します。

■計画の見直し

本計画は、策定から10年後の令和14年の敦賀市の環境未来像を展望しながら環境政策を総合的かつ計画的に推進するものですが、本市を取り巻く環境や経済社会情勢などの変化を考慮し、必要に応じて見直しを行うこととします。また、見直しに際しては、環境審議会に諮問し、意見・助言などを受けるものとします。

■環境情報の提供

市民・市民団体・事業者・市の連携・協働による環境活動を推進していくためには、環境に関する情報を共有し、現状や課題などについて共通の認識を持つことが必要です。このため、広報紙やホームページなどを活用し、環境に関する情報の提供を行います。

第2章　敦賀市の環境状況

1　地球環境

(1)温室効果ガス

敦賀市役所庁舎、出先機関(清掃センター、天筒浄化センター、保育園、小・中学校、公民館等)及び指定管理施設(敦賀きらめき温泉リラ・ポート、福祉総合センター、赤レンガ倉庫等)における温室効果ガス(二酸化炭素＝CO2)の排出量の推移は下図のとおりです。

温室効果ガス排出量のうち、最も比率が高いのが電気の使用によるもので、次いで廃プラスチックをはじめとしたごみの焼却によるもの、A重油の使用によるものがそれに続きます。

電気の主な用途としては、照明設備、空調設備の稼働のほか、昭和浄水場や清掃センター、天筒浄化センターなどに設置されている特殊な機械設備の稼働などが挙げられます。A重油の主な用途としては、暖房設備や学校給食センターの加熱設備の稼働などが挙げられます。

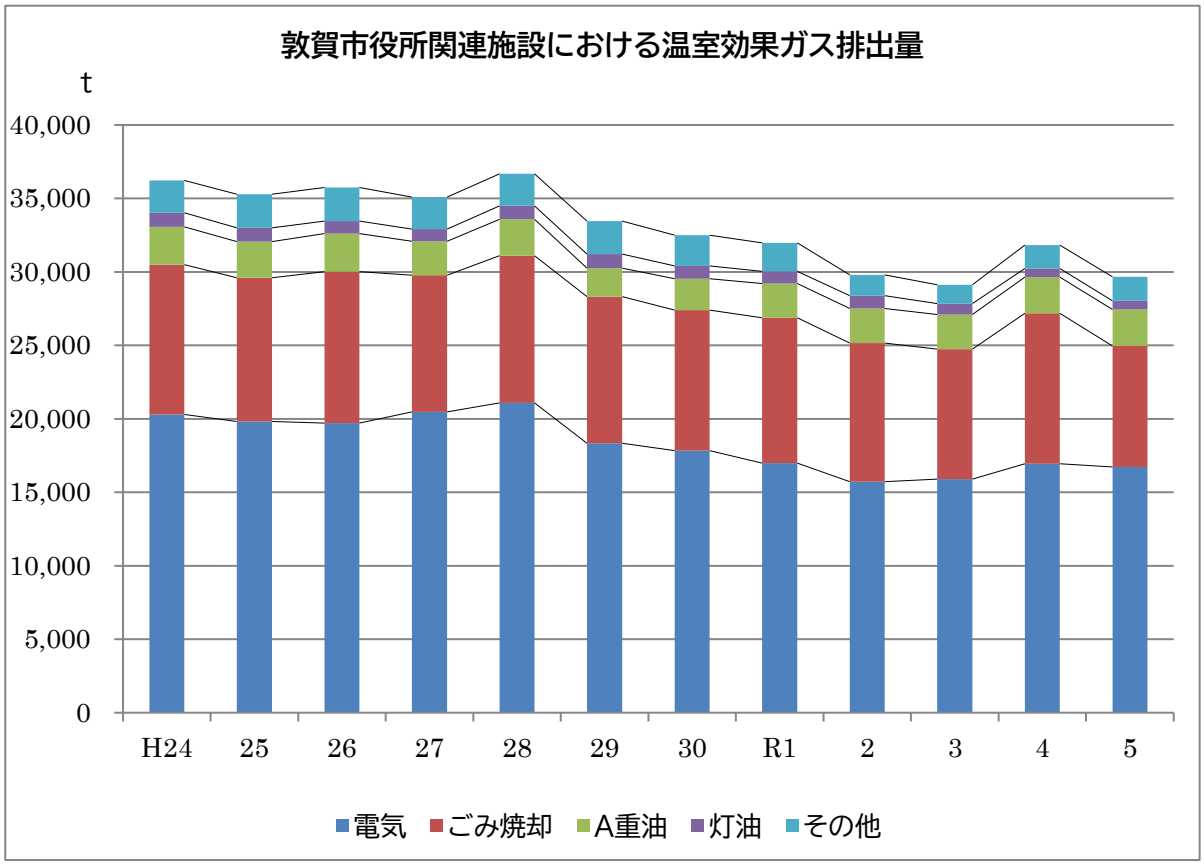

(2)エネルギー

■新エネルギー

敦賀市は、市内の公共施設に太陽光発電設備を設置しています。既に設置が完了している施設は、新庁舎/防災センター、敦賀病院、敦賀西小学校、敦賀駅交流施設の4施設となっています。

太陽光発電は、現在、全国の総発電量の約8割を占める火力発電に比べ、発電過程における温室効果ガスの排出量が少ないクリーンエネルギーとして、教育現場における環境意識の啓発に役立っています。

年度	新庁舎/防災センター		市立敦賀病院		市立敦賀西小学校		敦賀駅交流施設	
	太陽光発電量（kWh）	太陽光発電量/電気使用量（%）	太陽光発電量（kWh）	太陽光発電量/電気使用量（%）	太陽光発電量（kWh）	太陽光発電量/電気使用量（%）	太陽光発電量（kWh）	太陽光発電量/電気使用量（%）
H24	9,914	1.1	11,739	0.2	8,352	8.5	-	-
H25	10,042	1.2	9,494	0.2	5,438	6.3	-	-
H26	7,134	0.9	9,523	0.2	6,614	7.5	-	-
H27	2,541	0.2	10,326	0.2	874	1.1	2,169	0.6
H28	9,616	1.0	6,791	0.2	970	1.1	16,255	5.8
H29	7,735	0.5	6,105	0.1	7,964	8.7	16,160	4.7
H30	9,402	0.6	6,876	0.1	6,954	7.6	15,496	4.5
R1	11,063	0.8	8,647	0.1	8,302	8.4	16,198	8.0
R2	7,158	0.5	8,314	0.2	4,718	3.4	15,530	9.0
R3	10,649	0.7	6,942	0.2	-	-	15,195	9.2
R4	64,997	3.8	9,012	0.1	10,789	8.4	14,408	4.6
R5	52,668	3.3	8,313	0.2	12,754	9.7	11,928	3.4

※赤字はシステムの故障等による欠測期間あり

太陽光発電設備(防災センター屋上)

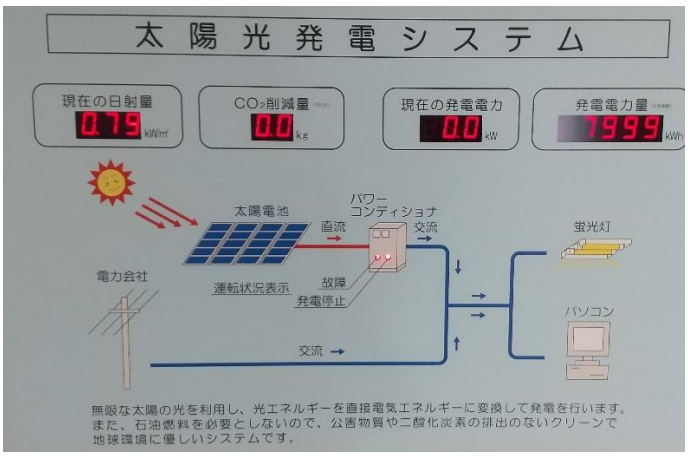

発電量表示板(防災センター1階)

■市民から集めた廃油を活用した「敦賀港イルミネーション　ミライエ」

今や敦賀の冬の風物詩となった「敦賀港イルミネーション　ミライエ」は、市民の皆様から回収した廃油を使った「バイオディーゼル」で点灯しています。

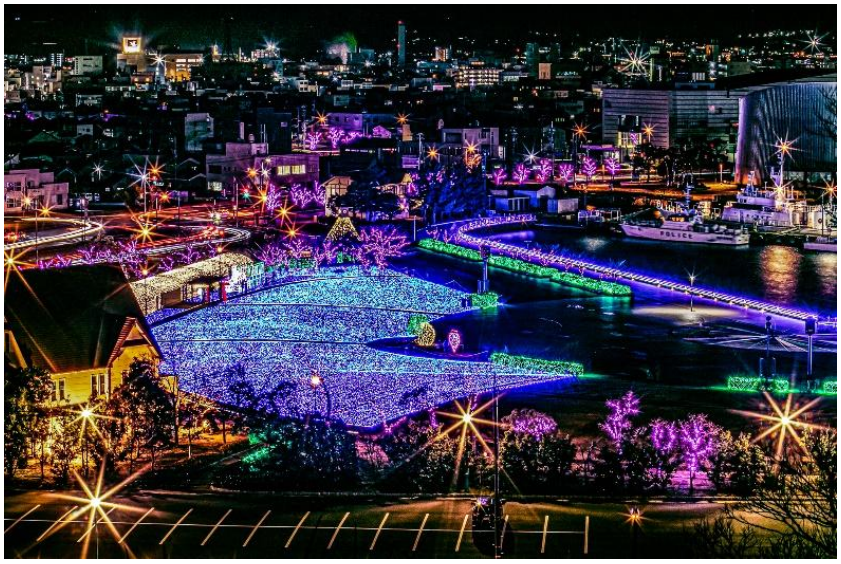

ミライエの様子（主催者提供）

廃油（家庭用の使用済み食用油）の回収については、再生可能エネルギー意識の醸成を図ることを目的として、毎年市民の皆様にご協力いただいております。

令和5年度は公民館など市内6か所で1日のみ回収しましたが、約1，100リットルもの廃油が集まりました。

こうして回収した廃油から精製したバイオディーゼルをエネルギーに、11月3日（金祝）から12月25日（月）まで、11月は金、土、日、祝と14日、12月は毎日開催し、計39日間、金ヶ崎緑地一帯において、LED電球約80万球のイルミネーションを点灯しました。

平成26年度の開催から10年目を迎えましたが、年々盛り上がりを見せており、令和5年度は4万4千人もの多くの来場者で賑わいました。

市民の皆様から回収したバイオディーゼルのみで運営できるよう周知、啓発に努めるとともに、再生可能エネルギーに対する市民意識の向上を図りながら、市民一体となったまちづくり、賑わい創出を実現できる事業として認知度を高めるよう、今後も活動を継続していきます。

（ミライエ運営委員会（「敦賀・鉄道と港」まちづくり実行委員会内））

2 自 然 環 境

(1)自 然

■位置・地勢

敦賀市は、東経136度3分20秒、北緯35度38分43秒、福井県のほぼ中央に位置し、市域の北は日本海、東は南越前町及び滋賀県長浜市、南は滋賀県高島市、長浜市、西は美浜町にそれぞれ接しており、東西約14㎞、南北約26㎞で、市域面積は251．47㎢となっています。市域の面積の約80％が山林、残りの約20％は平野部となっており、その中に港湾、道路などの交通網、河川、住宅、工場等が密集しています。

市域の三方には、野坂岳、西方ヶ岳、岩籠山の敦賀三山をはじめとした山々が連なり、敦賀平野と敦賀湾を取り囲んでいます。これらの山地には、野坂岳のブナ林、西方ヶ岳のブナ林、鉢伏山のブナ・ミズナラ林、天筒山のスダジイ林などの原生林が多く存在しており、豊かな山林環境と生態系を育むとともに、敦賀市の水資源の涵養域として私たちの生活を支えています。

市の東部は、栃ノ木峠から鉢伏山を経て山中峠に至る山稜で福井県を二分する嶺南及び嶺北地域の境となっています。南部及び西部の山地は 約914m の野坂岳をはじめ、標高 600m 程度の山々が連なって分水嶺を成しており、滋賀県境に源を発する笙の川は、五位川、木ノ芽川、黒河川の流れを集め、沖積層の平野部を貫流し、敦賀湾に注いでいます。

敦賀湾は、東西約8㎞、南北約12㎞で、その海岸線は約54㎞にわたり、湾内は天然の良港を形成するとともに、その沿岸部は、越前加賀海岸国定公園及び若狭湾国定公園に指定されています。気比の松原は、日本三大松原の一つとして市民に親しまれ、多くの人が訪れる観光地となっています。また、敦賀半島の門ヶ崎、立石岬、水島から色浜までの海岸地形は変化に富んでおり、貴重な景観資源となっています。

さらに市内には、福井県自然環境保全地域に指定された池河内湿原、越前加賀海岸国定公園である中池見湿地をはじめとした湿地があります。特に中池見湿地は、特異的な地形と世界屈指の泥炭層、多様な生物多様性から、ラムサール条約湿地に登録されています。

■敦賀市の自然環境マップ

▲ 山

1．蠑螺ヶ岳、2．西方ヶ岳、3．三内山、4．旗護山、5．野坂岳、6．岩籠山、7．衣掛山、8．三足冨士、9．行市山、10．柳ヶ瀬山、11．天筒山、12．鉢伏山

● 河川・湿地・池・滝

13．井の口川、14．助高川、15．黒河川、16．木の芽川、17．栃古川、18．五位川、19．笙の川、20．猪ヶ池、21．池ノ原湿原、22．鬼ヶ滝、23．中池見湿地、24．池河内湿原、25．しはすの滝

国定公園

若狭湾国定公園：敦賀市の気比の松原から京都府舞鶴市に至る自然公園

越前加賀海岸国定公園：石川県加賀市から福井県敦賀市赤崎までの海岸線と北潟湖や背後の越知山、六所山、城山などの丹生山地の一部、そして中池見湿地を含む海岸性公園

自然環境保全地域

池河内自然環境保全地域：敦賀市内を流れる笙の川の源流部に当たり、源流部にできた阿原ヶ池を中心とした湿原、その周辺部の平坦地、山ろく部のかん養地の保全を目的として、福井県自然環境保全条例に基づき指定された地域。

■敦賀市に関するすぐれた自然

植生	**低層湿原**	池河内湿原の植生，黒河の湿原植生
	常緑広葉高木林	金ヶ崎城跡のスダジイ林，秋葉山のスダジイ林，白城神社のスダジイ林
	冷温帯落葉広葉高木林	岩篭山のブナ林，黒河川流域の植生，野坂岳のブナ林
	温帯針葉高木林	門ヶ崎のクロマツ林
	重要な植生群落等	中池見の湿生植物群落，気比の松原，黒河川流域の植生，敦賀半島の植生

動物	**淡水魚類**	アジメドジョウ
	昆虫類	ムスジイトトンボ，アオモンイトトンボ，アオハダトンボ，ムカシトンボ，キイロサナエ，タベサナエ，オグマサナエ，ネアカヨシヤンマ，アオヤンマ，マルタンヤンマ，ハッチョウトンボ，チョウトンボ，マイコアカネ，ヒメアカネ，エゾトンボ，キベリトウゴウカワゲラ，クチキコオロギ，トゲミズギワカメムシ，オオコオイムシ，ヨコヅナツチカメムシ，ゲンゴロウ，コガタノゲンゴロウ，サシゲチビタマムシ，ゲンジボタル，ガマキスイ，ナカイケミヒメテントウ，フタイロカミキリモドキ，ホクリクヒメハナカミキリ，ヤノトラカミキリ，イチモンジハムシ，オキナワシリアゲコバチ，コツノアリ，ケブカツヤオオアリ，アメイロオオアリ，アケボノベッコウ，フクイアナバチ，キアシマエダテ，カラトイスカバチ，アカオビケラトリ，キアシハナダカバチモドキ，ニッポンハナダカバチ，キバラガガンボ，オオヒゲナガハナアブ，スズキナガハナアブ，オオマダラメマトイ，クロアシエダトビケラ，ヨツメトビケラ，ダイミョウセセリ，ヒサマツミドリシジミ，オオウラギンヒョウモン
	昆虫類の重要な生息地	池河内湿原，中池見湿地，黒河国有林の湿地とその周辺
	鳥獣の重要な生息地	笙の川河口域，黒河川上流域
地形地質		元比田の海成段丘，杉津の陸ケイ島・孤立丘陵地，鉢伏山の花崗岩と元比田礫岩，敦賀湾東岸の扇状地・扇状地様台地・後背湿地，池河内の盆谷，阿原ヶ池・湿原，刀根の石灰岩，中池見盆地，金ヶ崎の石灰岩と地形，気比の松原，敦賀平野周辺の段丘地形・洪積世，敦賀断層，野坂断層，弁天崎の巨晶花崗岩（ペグマタイト），晶洞，洞穴，浦底の猪ヶ池および明神崎の地塁・地溝，立石岬の海食棚・海食崖・節理，門ヶ崎の海食地形・節理

※出典「福井県のすぐれた自然（動物編、植物編、地形地質編）」（1999 年 3 月　福井県自然環境保全調査研究会監修　福井県発行）

■気比の松原を守る活動

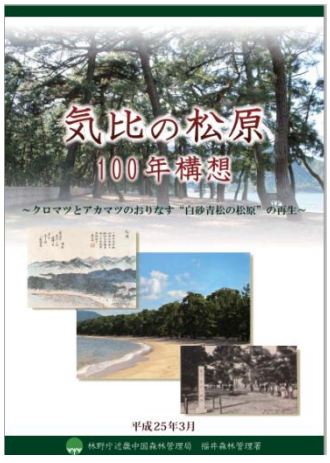

気比の松原100年構想

国有林野であり、保安林、名勝、国定公園等にも指定される気比の松原は、近年、深刻なマツクイムシ被害や広葉樹の侵入等によってマツの樹勢が弱っています。

そこで、福井森林管理署では、地域の関係者や学識経験者等と連携し、松原の長期保全を図るための基本方針「気比の松原 100 年構想」を平成25年に作成しました。100 年構想には、これまでの松原と今の松原の様子の調査分析とともに、今後の松原の姿の“ビジョン”と、その達成のための具体的な方法がとりまとめられています。

その後、公益的機能の発揮や景観形成を踏まえて後世に引き継ぐべき貴重な財産として適正な保全管理を推進することを目的として、地元市民団体、企業、行政等が連携し「気比の松原100年構想連絡協議会」が発足されました。

協議会では、「気比の松原」を守るために、関係者や市民サポーターとともに林床に堆積した落葉をかき集めて林床から取り除く「松葉かき」を実施しています。松は、養分の少ない土壌に生育する樹木であるため、落葉が積もり土壌の養分が増えてしまうことは、松の生育環境にとって良くありません。また、落葉を除くことで、他の樹種が育ちにくくなります。

協議会が、イベントの実施やサポーター会員の募集を行い、市民による「白砂青松」の再生を目指した取り組みを続けているほか、気比の松原をきれいにする活動は広く市民の理解を得て行われております。

■中池見湿地の保全と活用

平成24年にラムサール条約湿地に登録され、平成27年5月には通算来場者数が20万人に到達した中池見湿地ですが、獣害による被害や外来種の増加、植生遷移などに伴う湿地環境の変化、低い認知度、保全や活用に係る人手不足・資金不足など多くの課題を抱えています。市では、平成26年度から平成27年度にかけ、明確な方針を持ってこれらの課題を解決していくため、「中池見湿地保全活用計画策定委員会」を設置し保全活用計画の策定に取り組みました。

平成28年度には、中池見湿地保全活用計画を実行するため、中池見湿地で活動する市民、市民団体、事業者、研究者、行政からなる中池見湿地保全活用協議会が設立され、各主体間の連絡調整や活動の進捗確認などを行っております。平成30年度には、計画の実施状況や役割分担の達成度を振り返り、持続的な保全活用の実現に向けて、各主体の自立的な活動を目指すことを確認しております。

今後も、協議会で連絡調整を図りながら、計画に定められた各者の役割において、保全に関する10の目標と活用に関する8つの目標を効果的に推進してまいります。

中池見湿地を見学する皆さん

(2)気 象

敦賀市は、対馬暖流が分流する日本海に面し、海岸気候の特性を持つ日本海型－北陸・山陰型気候区に属しています。年間降水量は2,200mm程度で、全国平均を上回る多雨地域です。降水量は日本海側特有の降雪により冬季がピークを成していますが、若狭湾に臨み対馬暖流の影響を受けて、嶺北平野部に比べて冬の日最高気温、日最低気温はともに高く、零度以下になる日は少ないです。このため積雪量も嶺北平野部に比べて少なく融雪も早くなっています。

春季は、3月末頃から気温が次第に高くなり、大陸からの移動性高気圧や低気圧の去来が頻繁となって周期的に天気が変化します。4～5月は比較的穏やかで晴天の日が多く、この間日本海を発達した低気圧が進むと強い南寄りの風が吹き、時折高温で乾燥した風の吹くフェーン現象が起こります。

夏季は、入梅は6月初旬にはその走りが現われ、6月中旬から7月中旬にかけて梅雨期となり、梅雨末期には前線が北上して大雨をもたらすことがあります。梅雨が明けると太平洋高気圧の圏内に入り、海陸風現象が顕著となります。

秋季、9月上旬から10月半ばまでは、本州南岸沿いに停滞する秋雨前線により長雨の季節に入り、8～10月は台風が来襲し、特に9月の台風は大きな災害をもたらすことが多いです。

冬季は、西高東低の冬型の気圧配置の日が多く、寒冷な北西季節風が吹き荒れ、雨や雪の日が多くなります。積雪量は沿岸部では少ないですが、東部・南部の山間部ではかなりの積雪となります。

■天気の概況

年間平均気温は、前年度より0．3℃高い16．9℃、年間日最高平均気温は、前年度より1．9℃高い34．3℃（8月）、年間日最低平均気温は、前年度より0．8℃高い2．8℃（1月）でした。平均気温と平均気温平年値を比較すると、差が最も大きかった9月では、平均気温が平年値より3．0℃上回りました。

また、年間降水量は平年値に比べ287㎜多く、前年度より475㎜多い2，４８６．０㎜でした。降水量は6月が最も多く342．0㎜でした。また、平均風速は平年よりやや強く、日照時間は平年値に比べて長くなりました。

年間気象表

項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
気温	平均気温(℃)	14.6	18.9	22.7	28	30	26.7	17.9	14	8.4	6.1	7.4	8.1	16.9
	平均気温平年値(℃)	13.4	18.2	22.1	26.3	27.7	23.7	18.1	12.7	7.4	4.7	5.1	8.3	15.6
	日最高平均気温(℃)	19.1	23.6	26.5	32.2	34.3	31	22.6	17.9	12	9.3	10.5	11.8	20.9
	最高気温平年値(℃)	17.8	22.5	25.8	30.0	31.9	27.7	22.2	16.5	10.7	7.8	8.5	12.3	19.5
	日最低平均気温(℃)	10.1	14.8	19	24.6	26.9	23.6	14	10.2	5.2	2.8	4.6	4.4	13.35
	最低気温平年値(℃)	9.1	14.1	18.8	23.2	24.5	20.4	14.4	8.9	4.2	1.9	1.8	4.3	12.1
湿度	平均湿度(%)	66	68	76	73	69	74	72	71	75	73	73	71	71.8
降水量	降水量(㎜)	160.5	231	342	227	113.5	197	164	161.5	319.5	241	143	186	2486
	降水量平年値(㎜)	120.4	141.4	144.1	204.0	146.9	204.9	152.6	176.0	316.7	269.5	164.7	144.6	2199.5
	日最大降水量(㎜)	37	101	130.5	79.5	102	58.5	32.5	31.5	82	43.5	21.5	33	130.5

風向・風速	平均風速(m/s)	5.1	4.4	3.7	4	4.9	3.4	3.7	4.6	4.2	4.9	4.6	4.8	4.4
	最大風速(m/s)	17.8	14.3	12.3	12.3	20.3	12	12.7	16.7	12.7	18.1	13.2	16.7	13.7
	最大瞬間風速(m/s)	28.6	22.1	18.7	20.1	30.8	17.8	18.1	24.6	22.6	25.4	20.4	24.1	20.9
	平均風速平年値	4.4	4.2	3.7	3.6	3.7	3.6	3.7	4.1	4.4	4.5	4.7	4.6	4.1
	最大風速風向	南南東	北	南南東	北西	南南東	北西	北北西	南南東	北	北北西	南南東	北	
日照時間	日照時間(hr)	167	218.2	128.1	235.9	246	159.6	176.2	126.9	99	83.7	90.2	114.8	1845.6
	日照時間平年値	166.3	184.4	139.8	153.1	202.2	147.6	145.1	111.5	72.6	62.6	81.2	131.7	1598.1

資料:福井地方気象台

※平年値… その時々の気象(気温、降水量、日照時間等)や天候(冷夏、暖冬、少雨、多雨等)を評価する基準として利用されると共に、その地点の気候を表す値として用いられる値です。現在は、1991～2020 年(平成 3 年～令和 2 年)の観測値に基づいた平年値を使用しています。
※年間値…各月の値を足して 12 で割った値を年間値としています。(降水量、日照時間については、合計値)

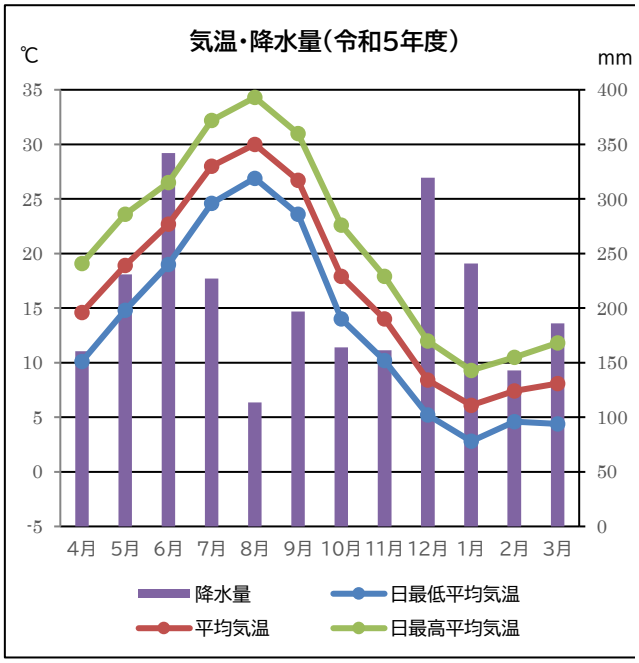

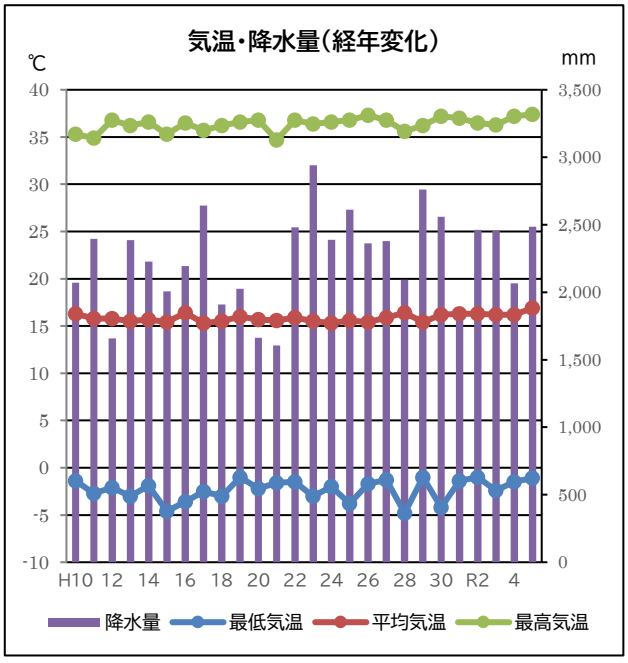

(3)地下水位

敦賀市の東西と南の三方を囲む山地は、水源涵養機能を持ち、河川などを通じて平野部に豊富な地下水を供給しています。敦賀市内を流れる主な河川は、笙の川、木の芽川、黒河川、助高川、井の口川などであり、それぞれ下図のような流れで山地から平野、海域に至ります。地下水は、上水道の水源としてだけではなく、家庭用井戸などを通じ普段の生活の中で身近に利用されています。

敦賀市では、地下水の汚染や塩水化を防ぐため、別章で紹介する水質調査とあわせ、市内の観測井戸における地下水位の測定を行っています。また、水道水源保護条例に基づく水道水源保護審議会及び地下水利用のあり方を検討する水環境整備懇談会を適宜開催し、市民生活を支える貴重な資源である地下水の保全に取り組んでいます。

No.	測定地点
①	敦賀南小学校
②	プラザ萬象
③	中郷小学校
④	粟野南小学校
⑤	松原小学校

■地下水位の観測

地下水位の低下は、海水が陸地内に侵入することにより塩水化を引き起こす恐れがあります。塩水化は、地下水が飲用できなくなったり、農作物の生育に支障をきたしたりするなど、市民生活に多大な影響を及ぼします。大手事業場の事業活動による地下水利用や、冬期に各家庭や事業所において地下水を利用する消雪設備の稼働が増加することが地下水位低下の主な原因と考えられていますが、一度塩水化が起こると、元の状態に回復するまでに非常に長い年月を要することになるため、未然防止を図ることが重要です。

令和5年度は、市内5か所の観測井戸において、地下水位を測定しました。また、降雪時には、消雪設備稼働の自粛を呼びかけるなど、地下水の節約に関する啓発活動を行っています。実際に地下水位の低下が一定の基準を超える場合には、地下水位低下注意報及び警報を発令し、注意喚起を行っています。

令和5年度は、まとまった降雪時に一時的に水位が低下するものの、地下水位が海水面（海抜0m）を下回る時はありませんでした。すべての期間を通して、地下水位は海水面を上回っています。

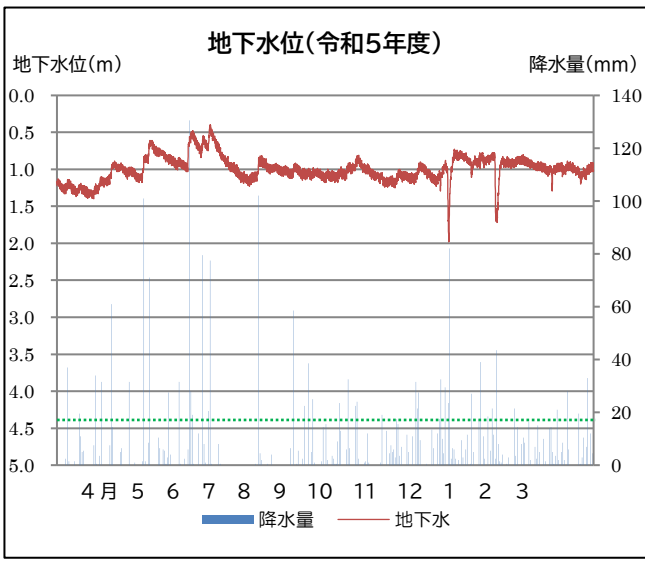

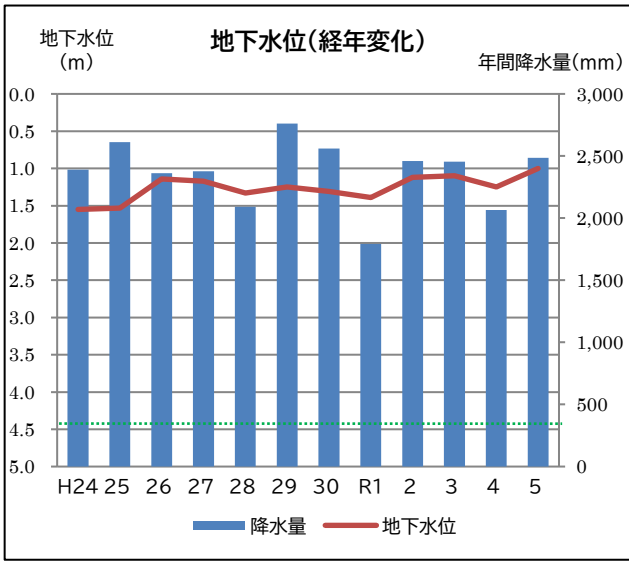

※上図は、南小学校（海抜 4.4m）の観測井戸における地下水位の測定結果です。緑色の点線は、海水面の高さを表しています。

■水道水源保護条例と水道水源保護審議会

水道水源保護条例は、敦賀市の上水道の水源である地下水の水質汚濁を防止し、安全で良質な水を将来にわたって保全するため、平成13年度に制定された条例です。この条例では、地下水を守る上で特に重要な地域を水源保護地域と定め、地域内にある事業場の事業活動に起因する排水等について独自の基準を設けて規制を行っています。

敦賀市では、上記の目的を達成するため、条例により水道水源保護審議会を設置し、水源保護地域における水源の保護に関わる重要な事項について調査・審議を行っています。令和5年度は審議会の開催はありませんでした。

■水環境整備懇談会

水環境整備懇談会は、地下水位の低下による地下水の塩水化を防止するため、大口の事業場による地下水の揚水量規制をはじめとした地下水利用の在り方を調査・研究する目的で設置されたものです。

令和5年度は、書面による水環境整備懇談会を開催しました。地下水の揚水量や地下水位を調査するとともに、地下水の適正な利用について検討しました。

(4)野生鳥獣害

野生鳥獣による農作物被害は、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、ニホンザルなどによるものです。その有害鳥獣に対して、農地に入らないように柵で囲む「防護対策」、有害鳥獣を寄せ付けない環境を作る「すみわけ対策」、適切な捕獲を行う「捕獲対策」の3つの対策に取り組んでいます。そのほか、広報誌による情報提供や、防除活動の普及啓発のための研修会を開催しています。

敦賀市における有害鳥獣の被害については、平成22年度の被害面積が最も大きく、捕獲頭数も初めて1,000頭を超えました。捕獲および侵入防止柵の整備を推進した結果、令和5年度は2,344頭を捕獲しましたが、農作物への被害は依然として発生しており、今後も継続した対策が必要となっています。

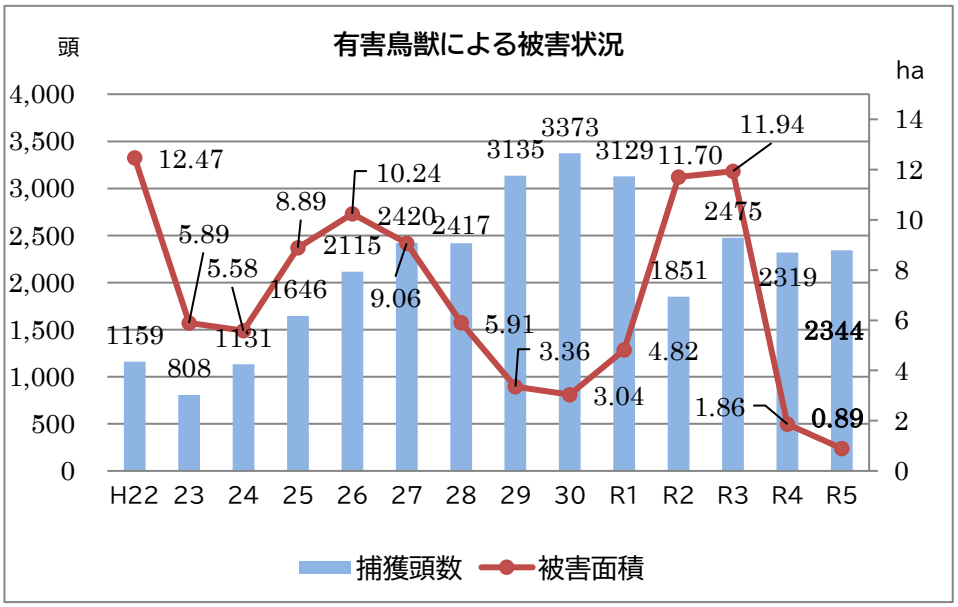

種類	捕獲頭数
イノシシ	475
ニホンジカ	1,738
ハクビシン	55
ニホンザル	74
アライグマ	2
合計	2,344

3 資 源 循 環

(1)ご み

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の規定により、市の法定計画として位置づけられ、10年から15年先の長期計画を概ね5年ごとに改訂するほか、社会情勢などの諸条件の変動による見直しを行うこととされています。また、国における廃棄物・リサイクル行政においても、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から循環型社会への転換を図るため、法整備や施策を積極的に進めています。

■ごみ総排出量の推移

ごみ総排出量は、平成18年度までは漸増の傾向を示していましたが、以後減少傾向となっています。

令和 5 年度実績は、21,987.18 トンとなっています。

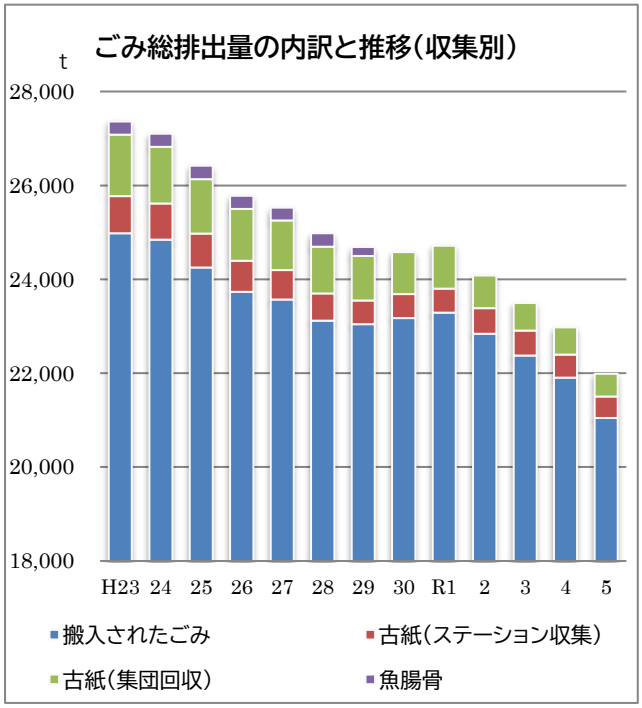

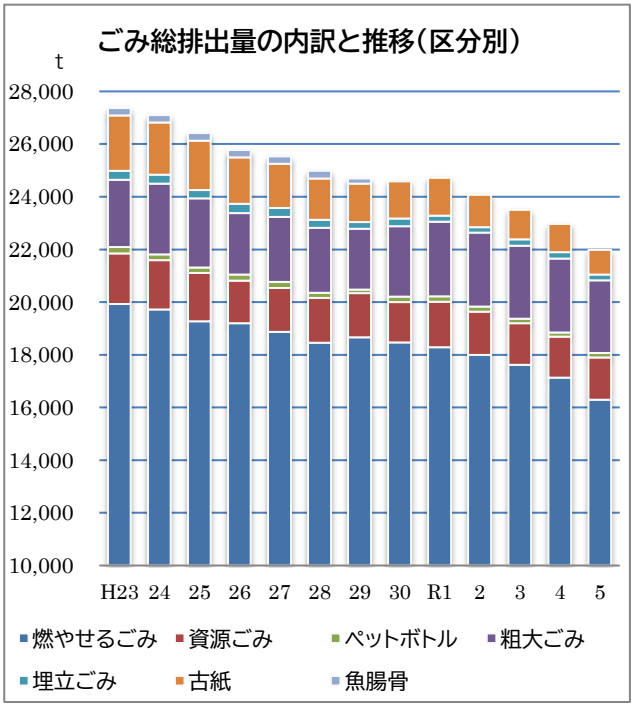

■1人1日当たりごみ排出量

1 人 1 日当たりごみ排出量は、減少の傾向を示しており、令和5年度実績で952g／人・日となっています。

福井県平均及び全国平均と比較できる最新の数値として令和4年度実績では、福井県平均と比べて、74g／人・日、全国平均と比べて72g／人・日上回っています。

■ごみリサイクル率及び資源化量

平成21年度から開始したガラスビンのコンテナ収集、古紙のステーション収集と、資源ごみからのプラスチック固形燃料への利用拡大により、平成18年度から平成21年度までは漸増傾向にありましたが、平成22年度からはごみ総排出量の減少率に比べ、資源化量の減少率の方が大きいため漸減となり令和5年度のリサイクル率は11．0%でした。資源化率の向上のため、今後とも積極的に減量・リサイクル事業を継続していくことが必要です。

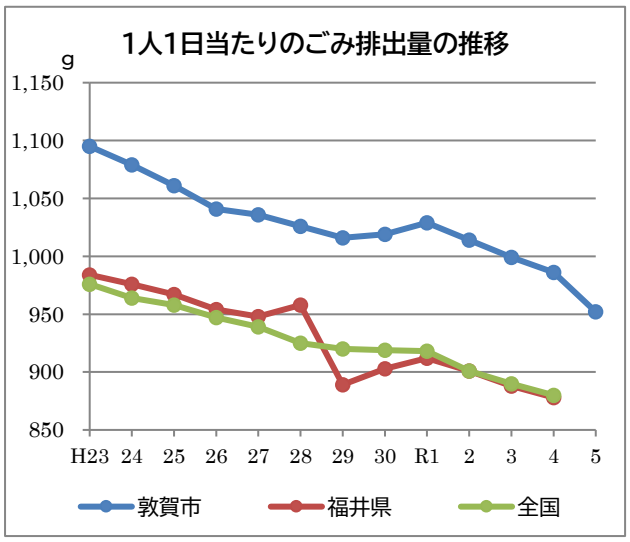

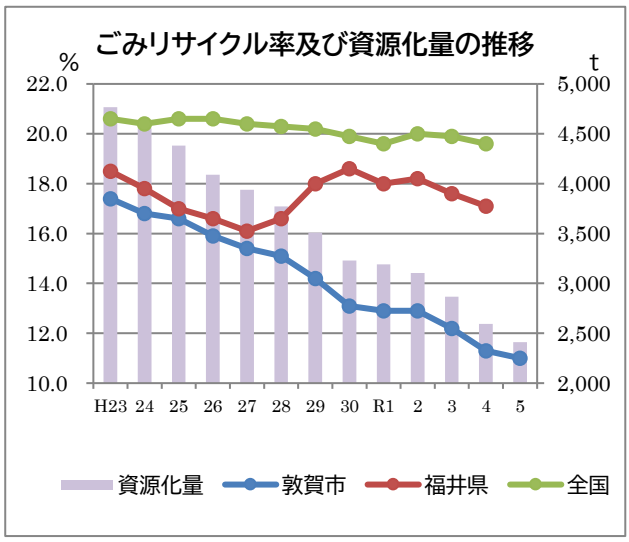

※一般廃棄物処理実態調査結果より抜粋（集団回収を含む）

■3R[ごみの発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）]の取り組み状況

敦賀市では、ダンボールコンポストを使用した生ごみのたい肥化によるごみ減量の取り組みの促進、出前講座の実施、リサイクル展の開催、市内で発生した剪定枝のリサイクルたい肥の配付等を行っています。

収集した資源物のうち、プレス鉄、プレスアルミ、プラスチック減容物、カレット（びん等）などは有価物として売却し、資源化の推進を行っています。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
マイバッグ持参率	92.0%	92.0%	91.9%	91.9%	85.1%	87.6%	85.8%	84.9%	84.7%

※レジ袋有料化実施店（令和 6 年 3 月 31 日現在）
㈱エフレ、福井県民生活協同組合、㈱平和堂、㈱ヤスサキ、㈱バロー

（2）廃棄物（不法投棄）

敦賀市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づき、廃棄物の排出抑制及び適正処理を推進し、生活環境の保全を図るため、廃棄物の減量・資源化、廃棄物処理業の許認可及び指導、不法投棄対策等、様々な施策を実施しています。

令和5年度の不法投棄に関する苦情件数は25件であり、平成21年度の59件をピークに減少傾向にありま

す。しかし、廃棄物の処理費用逃れを目的とした不法投棄は、市内の山間部等でまだ多く発生しているのが現状です。また、最近は家電リサイクル法の施行に伴い、家電4品目（冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、家庭用エアコン）の処理に料金がかかることから、家電製品の不法投棄が目立っています。

このような不法投棄は、深夜・早朝といった、人目や人通りの少ない場所や時間帯を狙って行われるため、実行現場での行為者の把握は困難です。また、不法投棄が発生した後の調査では、証拠物が残されていないことが多いため、行為者の特定は困難です。

このため、廃棄物不適正処理監視パトロールの実施や監視カメラの設置により、取締りの強化や不法投棄の抑止に努めるとともに、広報活動を通して、廃棄物適正処理の啓発に取り組んでいます。

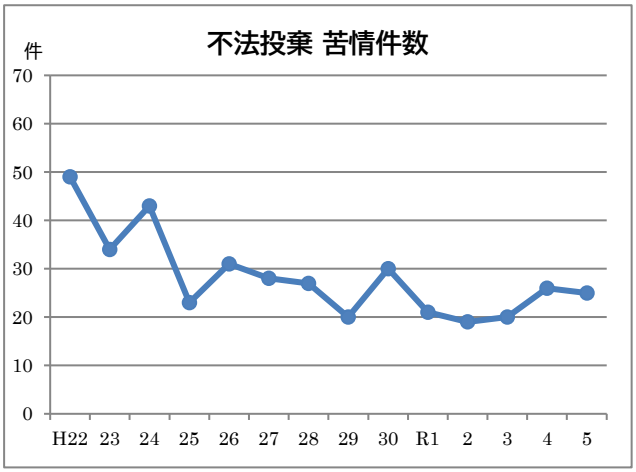

不法投棄の状況

（3）樫曲地区民間廃棄物最終処分場に関する調査

樫曲地区民間廃棄物最終処分場は、昭和62年から民間事業者が運営してきましたが、福井県の許可なく処分場を増設し、当初許可されていた量をはるかに超える廃棄物を搬入するなどしたため、平成12年に処分場へのごみの搬入中止の行政指導が行われました。

福井県及び敦賀市は、処分場からの浸出水が適正処理されないまま周辺の河川に流出していることから、事業者に対策を行うよう措置命令を出しましたが、早急な対応が行われませんでした。このことから、抜本的な対策事業を代執行し、処分場周辺の環境保全を図ってきました。当初、河川からは浸出水に起因するビスフェノールAなどの化学物質が高い濃度で検出されていましたが、前述の対策により水質は改善しています。

福井県及び敦賀市は、継続的に樫曲地区民間廃棄物最終処分場周辺の河川及び地下水の水質調査を行っています。

■ビスフェノールA

ビスフェノールAは、ダイオキシン類と同じく、生殖機能障害などの健康被害を引き起こす疑いがあるとされ、環境ホルモンのひとつに数えられる化学物質です。樫曲地区民間廃棄物最終処分場から木の芽川にビスフェノールAが流出していることが判明したため、それ以降、継続的に調査を行っています。なお、ビスフェノールAには、環境基準は設定されていません。

令和5年度は、処分場上流においてビスフェノールAは未検出、処分場下流では検出されていますが、微量にとどまっています。

区分	調査地点	採取日	ビスフェノールA(単位:μg/L)
木の芽川	処分場上流	11月9日	<0.01
	処分場下流	11月9日	0.08
	樫曲大橋	11月9日	0.06

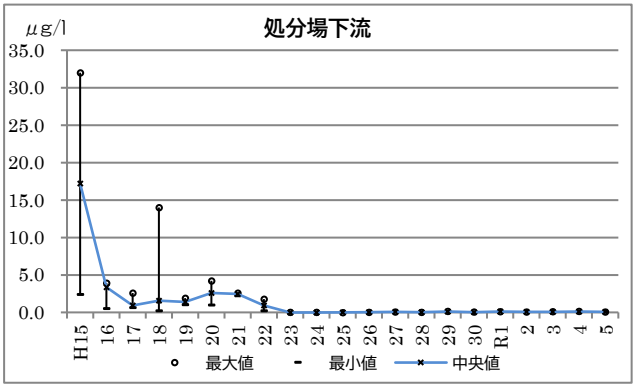

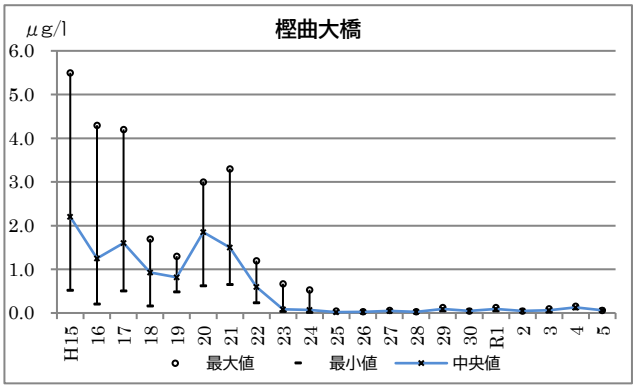

※中央値とは、データを小さいものから並べて、中央に位置する値のことです。例えば、データの総数が5個の場合、3個目のデータが中央値に、6個の場合、3個目と4個目のデータの和を2で割ったものが中央値になります。

4 生 活 環 境

(1)大 気

敦賀市には、大気汚染の状況を常時監視するため、福井県が敦賀(松栄町)、和久野(新和町2丁目)の一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局(古田刈)を設置しており、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質などの汚染物質の監視・測定を行っています。

令和5年度は、工場排煙や自動車の排気ガスに起因する光化学オキシダントについて、国が定める環境基準を超過する結果となりました(短期基準において超過)。その他の項目については、全て環境基準を満足しています。

■二酸化硫黄(SO2)

二酸化硫黄は、硫黄分を含んだ化石燃料の燃焼により発生します。高濃度で呼吸器系に影響を及ぼすほか、酸性雨の原因物質になります。

測定局	年平均値(ppm)	1時間値の最高値(ppm)	環境基準達成状況
敦賀	0.002	0.037	○
和久野	0.000	0.008	○

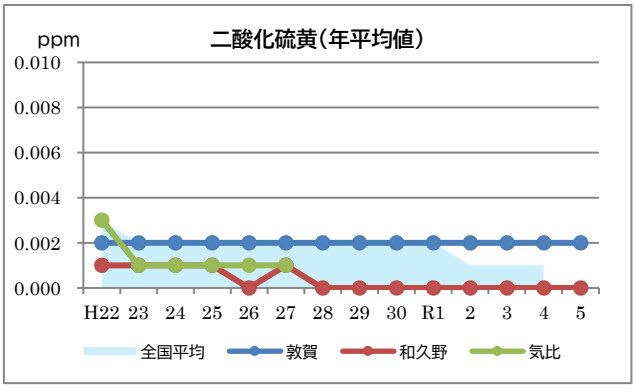

■二酸化窒素(NO2)

窒素酸化物は、主に化石燃料の燃焼によって生じ、主にボイラーや自動車から排出されます。呼吸器系に悪影響を及ぼすほか、酸性雨や光化学スモッグの原因物質になります。

測定局	年平均値(ppm)	1時間値の最高値(ppm)	環境基準達成状況
敦賀	0.005	0.027	○
和久野	0.003	0.023	○

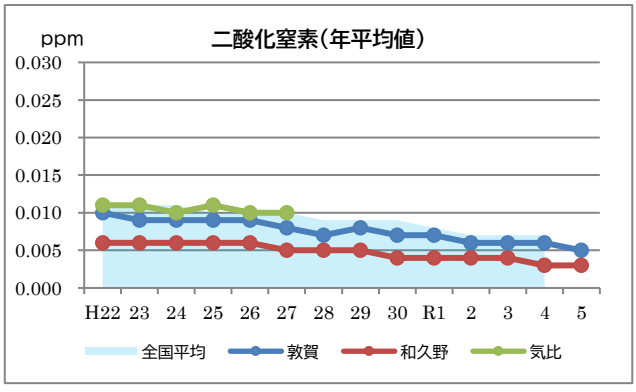

■一酸化炭素（CO）

一酸化炭素は、炭素を含む物質の不完全燃焼により発生し、主に自動車から排出されます。血液中のヘモグロビンと結合して酸素を運搬する機能を阻害するなどして人体に悪影響を及ぼします。

測定局	年平均値（ppm）	1時間値の最高値（ppm）	環境基準達成状況
自排敦賀	0.3	0.7	○

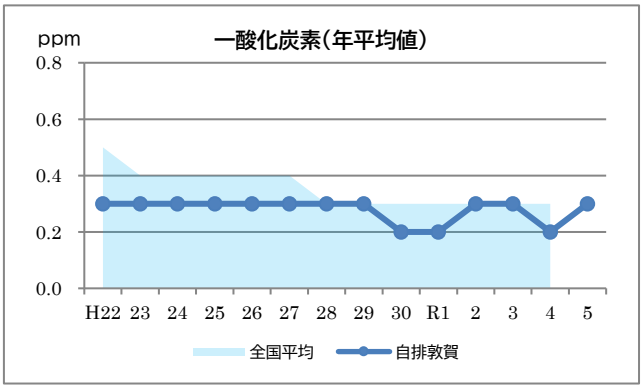

■光化学オキシダント（OX）

光化学オキシダントとは、大気中の窒素酸化物などが太陽光線に含まれる紫外線により光化学反応を起こすことで生成するオゾン等の酸化性物質のうち、二酸化炭素を除いたもので、光化学スモッグの状態を示す指標として用いられます。濃度が高くなると目、喉などの粘膜に悪影響を及ぼします。

測定局	昼間の日最高1時間値の年平均値（ppm）	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数（日）	環境基準達成状況
敦賀	0.047	45	×
和久野	0.047	50	×

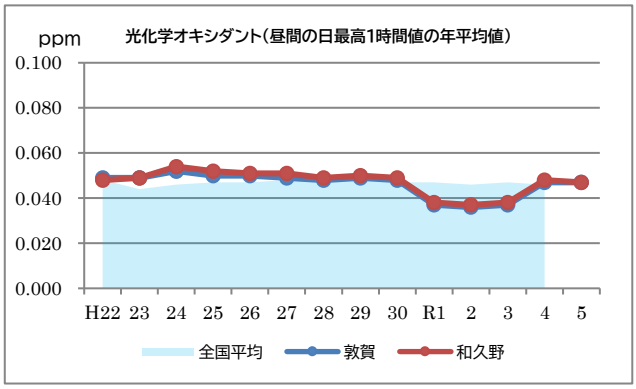

■浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質は、大気中に存在する直径10μm 以下の物質のことで、黄砂などによって濃度が高くなることがあります。気道や肺胞に付着して呼吸器系に悪影響を及ぼします。

測定局	年平均値（mg/m³）	1時間値の最高値（mg/m³）	環境基準達成状況
敦賀	0.013	0.098	○
和久野	0.012	0.095	○

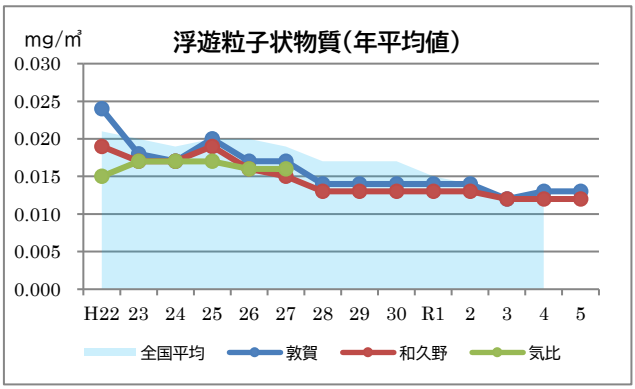

■微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質は、前述の大気中の浮遊粒子状物質のうち、直径が2.5μm 以下のもので、中国の大気汚染による越境汚染が原因と考えられています。粒子が小さいため、人体に入り込みやすく、呼吸器系や循環器系に悪影響を及ぼします。

敦賀市における微小粒子状物質の測定は、平成25年度から開始されました。

測定局	年平均値（μg/m³）	環境基準達成状況
敦賀	7.2	○

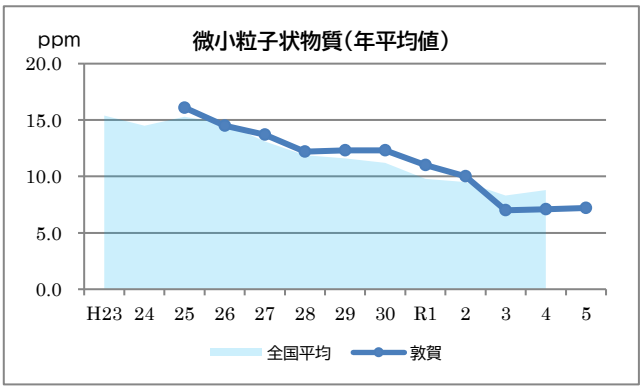

■浮遊粉じん

大気中の浮遊物質のうち、人体に悪影響を及ぼす恐れのある重金属成分などの17物質について、松原公民館ベランダで測定を行っています。

測定項目	測定値（μg/㎥）	測定項目	測定値（μg/㎥）
硫酸イオン	3.8	鉄	0.02
硝酸イオン	0.8	マンガン	0.001
塩化物イオン	0.23	亜鉛	<0.01
アンモニウムイオン	<0.10	銅	0.01
バナジウム	<0.005	ニッケル	<0.001
ナトリウム	<0.1	カドミウム	<0.001
カリウム	<0.05	鉛	<0.005
カルシウム	<0.05	アルミニウム	<0.83
マグネシウム	<0.05		

■有害大気汚染物質

福井県が測定を行っている有害大気汚染物質のうち、環境基準が設定されているのは以下の4物質であり、これらは「揮発性有機化合物」と呼ばれています。燃料や溶媒として家庭生活や事業活動で広く利用されていますが、常温でも蒸発しやすく、めまいや吐き気、アレルギーに似た症状を引き起こすなど、人体に悪影響を及ぼすと考えられています。

物質名	年平均値（μg/㎥）	環境基準達成状況
ベンゼン	0.42	○
トリクロロエチレン	0.04	○
テトラクロロエチレン	0.04	○
ジクロロメタン	0.74	○

※和久野局で測定

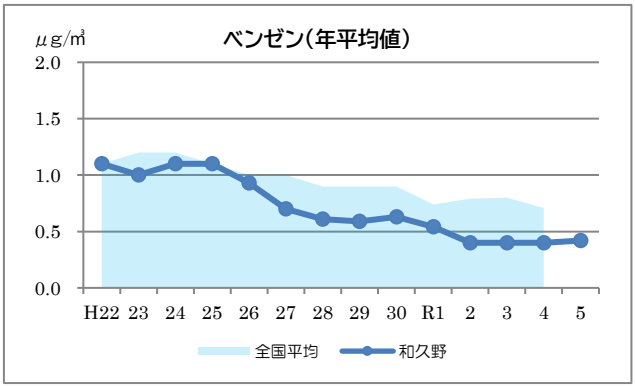

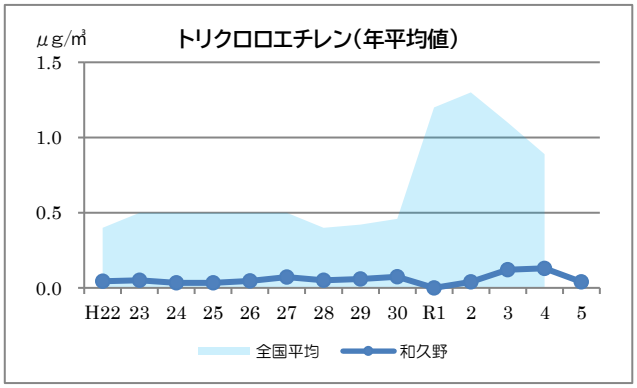

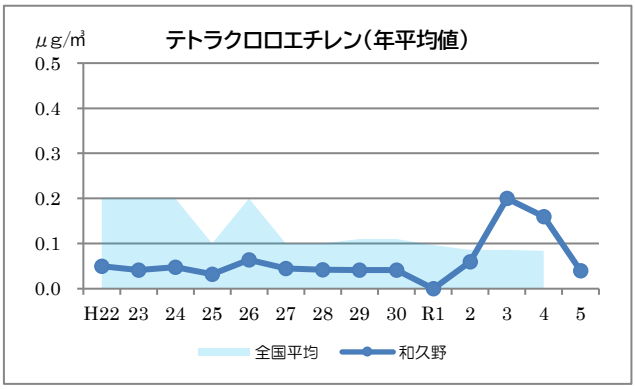

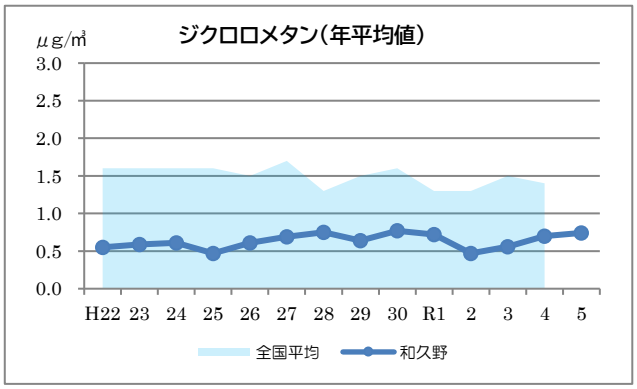

(2)水　質

福井県及び敦賀市は、水質汚濁の状況を常時監視するため、市内の主要河川である笙の川水系及び井の口川水系の6地点で水質調査を行っているほか、定期的に前述以外の河川、海域及び地下水の水質調査を実施しています。

■河川(生物化学的酸素要求量(BOD))

生物化学的酸素要求量は、水中の微生物が有機物を分解する過程で消費される酸素の量のことで、河川の水質汚濁の指標に用いられ、この値が大きいほど汚濁が進んでいることを示しています。各家庭からの雑排水や有機物を含む工場排水が流れ込むことが河川の水質汚濁の主な原因と考えられます。

令和5年度は、全ての調査地点において環境基準を満足しています。

No.	水域の名称	調査地点	BOD75%値(mg/L)	環境基準達成状況
①	笙の川	(木の芽川) 木の芽橋	<0.5	○
②		三島橋	<0.5	○
③	深川	木の芽橋	0.5	○
④	二夜の川	末端	0.6	○
⑤	井の口川(上流)	豊橋	<0.5	○
⑥	井の口川(下流)	穴地蔵橋	0.5	○

※75%値とは、データを値の小さいものから順に並べて（0.75×n）番目の値のことです。n は対象となるデータの総数を表します。水質調査は年 6 回実施しているので、4 番目に小さい値が 75%値となります。

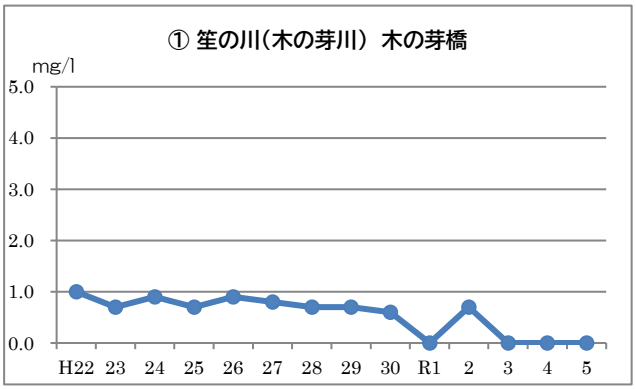

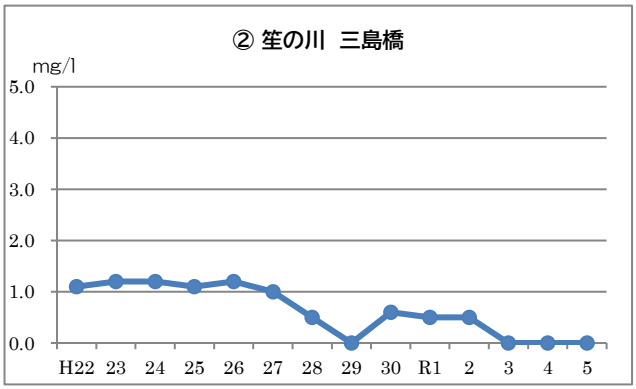

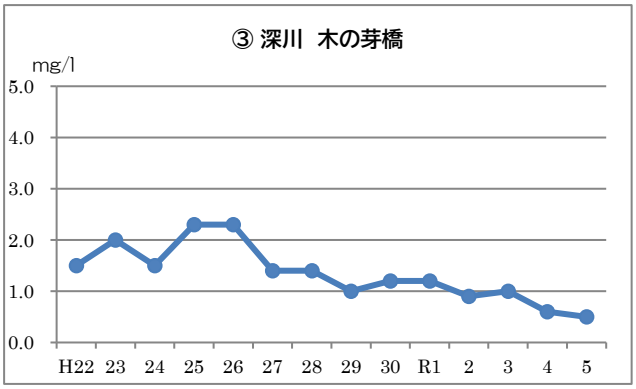

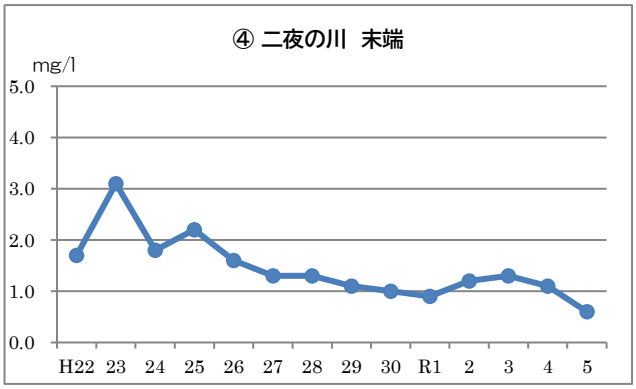

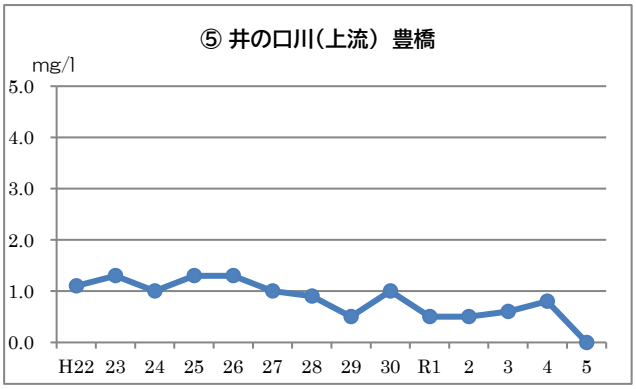

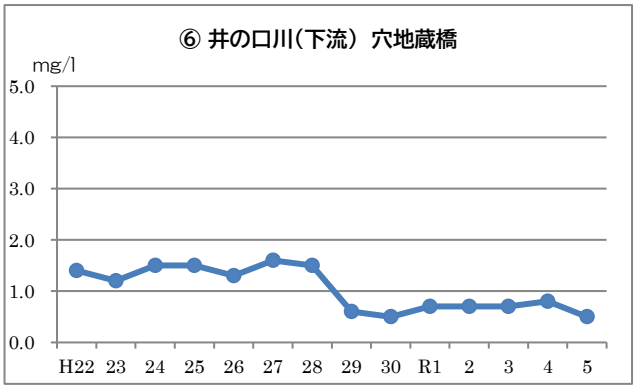

■海域(化学的酸素要求量(COD))

化学的酸素要求量は、水中の有機物を酸化剤で化学的に酸化する過程で消費される酸素の量のことで、湖沼や海域の水質汚濁の指標に用いられ、この値が大きいほど汚濁が進んでいることを示しています。家庭排水や工場排水、し尿などの流入が湖沼や海域の水質汚濁の主な原因と考えられます。

令和5年度は、全ての調査地点で環境基準を満足しています。

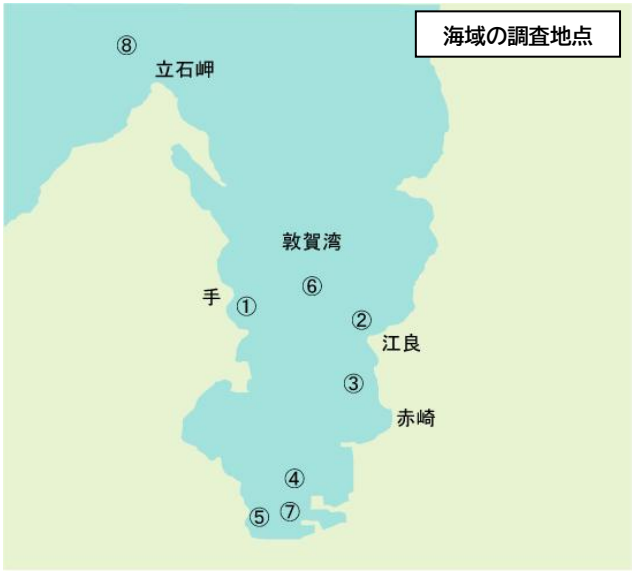

No.	調査地点	COD75%値（mg/L）	環境基準達成状況
①	手の浦地先	1.9	○
②	松ヶ崎地先	1.9	○
③	ナスビ鼻地先	1.9	○
④	白灯台地先	1.9	○
⑤	井の口川地先	2.0	○
⑥	敦賀湾中央	1.8	○
⑦	笙の川地先	2.3	○
⑧	立石岬地先	1.9	○

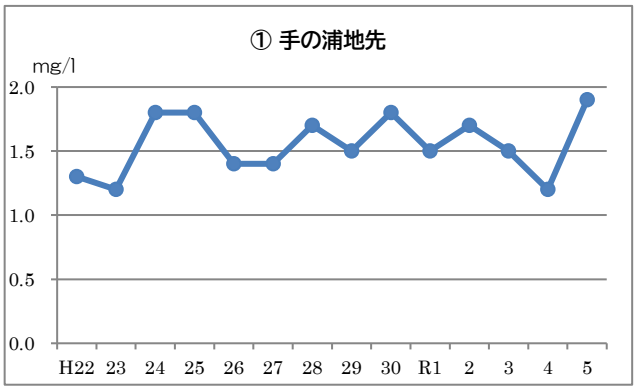

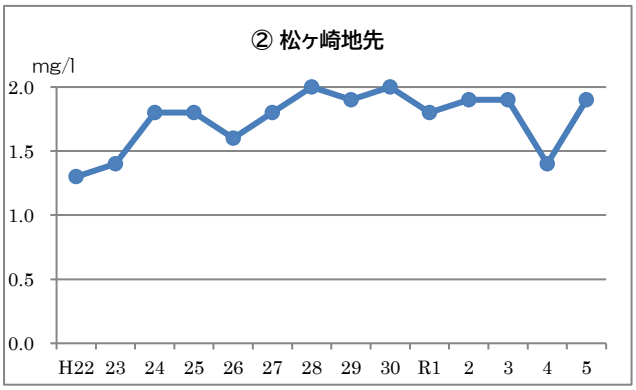

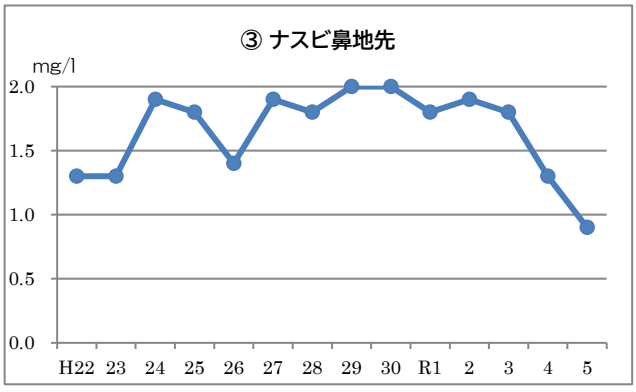

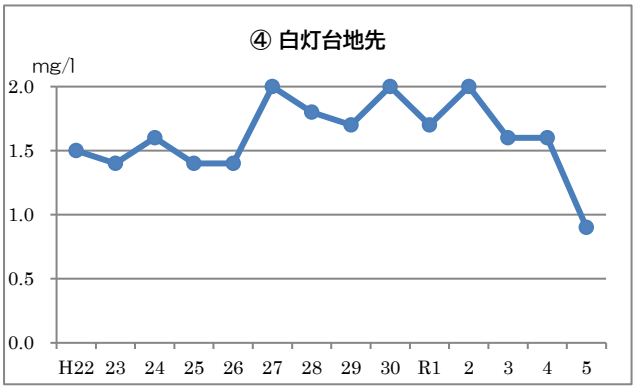

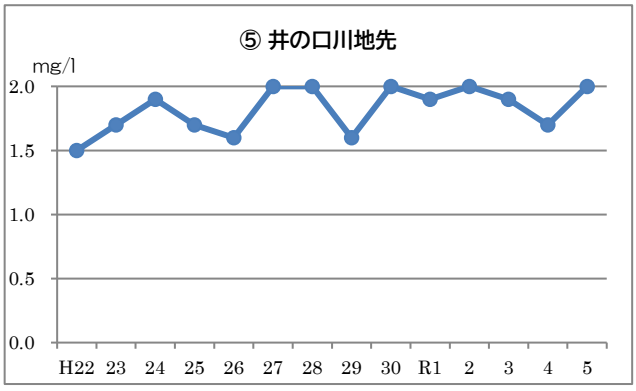

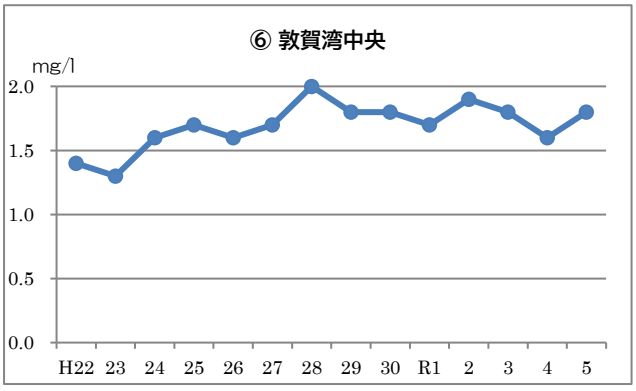

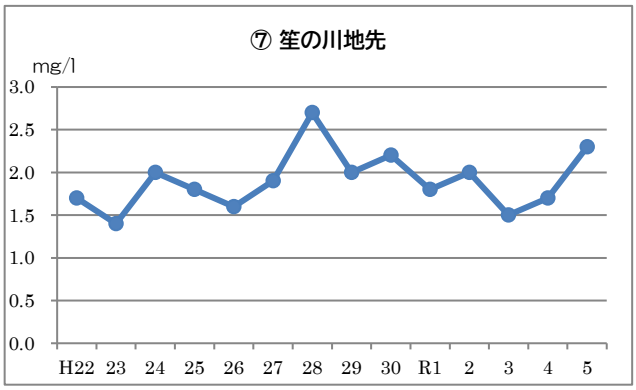

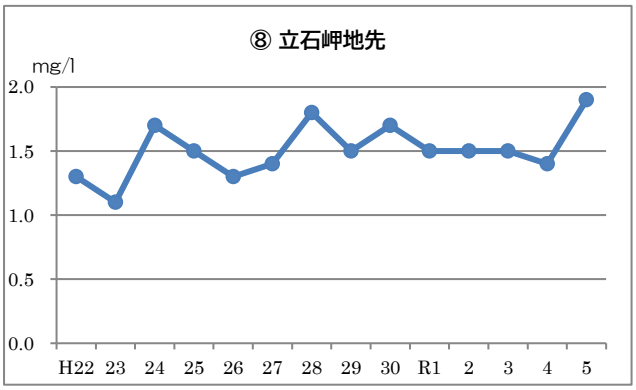

■地下水質

地下水は、上水道の水源としてだけではなく、家庭用井戸を通じて身近に利用されており、その保全は市民生活に必要不可欠なものです。地下水は流れが遅く、一度汚染されると、その影響が長期間に渡り継続し、回復までに多くの時間と費用を要することになるため、未然に汚染防止対策を行うことが重要です。

福井県及び敦賀市は、市内の家庭用井戸や事業所井戸で定期的に地下水の水質調査を行っています。調査項目は、カドミウムなど環境基準が定められている項目及びクロロホルムなど指針値が定められている要監視項目（環境基準は定められていないが、生活環境上、監視が必要な項目）となっています。

令和5年度は、合計14地点で調査を行い、全ての調査地点において環境基準を満足しており、指針値を下回っています。

(3)ダイオキシン類

ダイオキシン類は、強い発がん性を持ち、生殖機能障害や悪性腫瘍などの健康被害を引き起こすとされ、外因性内分泌攪乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）のひとつに数えられる化学物質です。ごみの焼却が発生の主な原因と考えられています。

福井県及び敦賀市は、大気、河川、地下水及び土壌に含まれるダイオキシン類について測定・調査を行っています。

令和5年度は、全ての測定地点において環境基準を満足しています。

■大気

測定地点	測定値（年平均値）（pg-TEQ/㎥）	環境基準（pg-TEQ/㎥）	環境基準達成状況
松原公民館	0.0058	0.6	○
大気汚染常時監視局和久野局	0. 0042		○

■河川

水域の名称	測定地点	測定値		環境基準		環境基準達成状況	
		水質（pg-TEQ/L）	底質（pg-TEQ/g）	水質（pg-TEQ/L）	底質（pg-TEQ/g）	水質	底質
笙の川	三島橋	0.033	0.25	1.0	150	○	○
深川	JR 鉄橋下	0.28	-			○	-
井の口川	豊橋	0.13	-			○	-
井の口川	穴地蔵橋	0.12	-			○	-
五位川	追分橋	0.047	-			○	-

※底質とは、川底や海底などの表層部に堆積している砂などのことです。

■地下水

測定地点	測定値（pg-TEQ/L）	環境基準（pg-TEQ/L）	環境基準達成状況
樫曲	0.022	1.0	○

(4)騒音・振動

敦賀市は、毎年、騒音の測定・調査を行っています。令和5年度は国道での自動車騒音の調査を行いました。

■自動車騒音常時監視結果

① 自動車騒音の測定結果

路線名		測定値(dB)		環境基準(dB)		環境基準達成状況	
路線名	測定地点	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
一般国道27号線(岡山町～若葉町)	若葉町2丁目	68	66	70	65	○	×

② 道路に面する地域における評価

幹線名（評価区間）	評価区間区分	昼間の達成戸数		夜間の達成戸数		昼・夜間の達成戸数	
		戸	%	戸	%	戸	%
一般国道27号線（岡山町～若葉町）	近接空間	69	100	47	68.1	47	68.1
	非近接空間	170	100	169	99.4	169	99.4
	計	239	100	216	90.4	216	90.4
一般国道27号線（若葉町～葉生野）	近接空間	27	100	27	100	27	100
	非近接空間	30	100	30	100	30	100
	計	57	100	57	100	57	100

※この評価は、測定地点における数値を元に、道路の周辺地域における騒音の程度を算出し、環境基準の達成状況を基準として判定したものです。

(5)悪 臭

敦賀市は、事業所の事業活動による悪臭が懸念される地域周辺で悪臭の測定・調査を行っています。令和5年度は、全ての測定地点で規制基準値(参考値)を満足しています。

■臭気指数

測定地点	測定値	参考値(福井県公害防止条例)	規制基準達成状況
若泉町	<10	18	○
泉	<10		○
東洋町	<10		○
呉羽町	<10		○
大比田	<10		○

※上記の測定地点周辺には、福井県公害防止条例で悪臭の規制基準値が設定されている施設(家畜飼養施設、ふん尿処理施設等)が存在しないため、条例の基準値を参考値として用いています。

(6)放射性物質

市内の放射線量は、福井県原子力環境監視センターや各事業所が常時監視しています。

令和5年度では、発電所からの放射性物質の放出に起因する線量率の上昇は観測されませんでした。

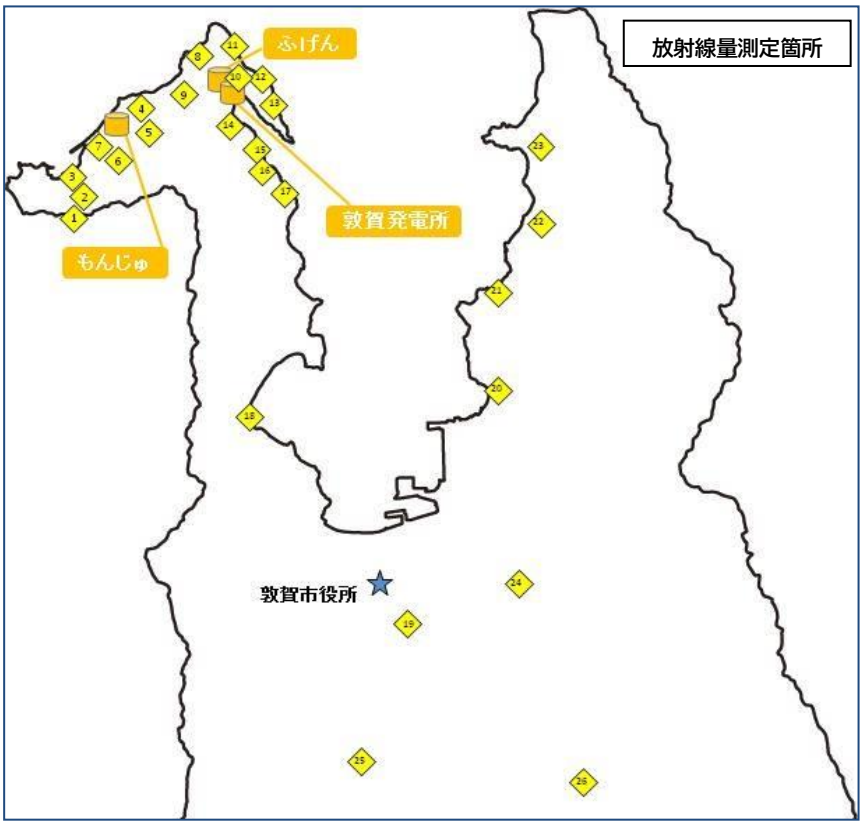

■放射線量の値について

自然環境(土中や大気中)には天然の放射性物質が含まれ、常に放射線を出しています。天然放射性物質の量は地域の地質によって異なるため、放射線量は観測地点により違いがあります。また、降雨などの気象条件によっても変動するため、福井県では概ね 20～150nSv/h の範囲で変動するとしています。

また、下表で用いる Gy(グレイ)は物質が放射線を受けて吸収したエネルギーの量を表す単位で、数値はおおよそ Sv(シーベルト)と同程度に換算することができます。(1nGy=0.000000001Gy)

■月間平均線量率

線量率単位：nGy/h（1時間毎の値）

観測地点		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月
1	白木峠 A	63.4	63.5	63.1	64.1	66.8	66.7	66.1	67.5	65.9	64.6	64.4	64.1
2	白木 A（白木公民館）	65.9	65.9	65.9	67.4	68.9	68.6	67.6	68.6	67.4	66.1	65.4	65.6
3	松ヶ崎 D	61.8	61.6	61.4	62.3	63.1	63.1	62.6	63.8	64.1	63.6	62.8	62.9
4	白木1D（もんじゅ北東）	64.6	64.5	63.3	64.6	69.1	69.6	69.7	69.8	68.1	66.6	66.2	66.0
5	白木2D（もんじゅ東南東）	37.9	37.8	37.7	38.2	39.7	40.4	40.0	41.9	41.4	39.4	39.1	39.1
6	白木3D（もんじゅ南南東）	53.1	52.7	51.9	52.9	56.3	56.2	56.2	56.9	56.5	54.6	54.0	54.2
7	白木4D（もんじゅ南西）	46.2	46.1	45.5	46.4	48.9	49.0	48.8	49.1	48.4	46.9	46.5	46.3
8	ふげん北 D	60.4	60.4	59.8	60.3	63.0	63.8	64.4	64.3	63.2	62.2	61.7	61.2
9	ふげん西 D	35.7	35.8	35.9	36.7	37.9	38.9	38.7	38.9	38.3	36.8	36.1	36.0
10	立石山頂 B	72.0	72.1	71.9	72.7	76.1	76.8	75.9	76.3	75.1	73.6	72.9	72.6
11	立石 A（八坂神社）	52.1	51.9	51.7	51.9	52.4	52.9	54.1	58.1	57.6	56.0	54.8	54.9
12	立石 B（集落入口）	84.3	87.4	89.0	86.4	87.5	89.6	90.0	87.0	84.8	84.1	83.2	83.3
13	猪ヶ池 B	75.8	75.7	75.3	76.5	79.7	79.6	78.7	79.8	79.1	77.4	74.6	77.2
14	水産試験場裏 B	76.0	76.4	76.1	77.8	81.8	81.9	79.8	79.8	78.3	76.5	76.1	76.1
15	浦底 A（明神寮下）	57.2	57.3	57.3	57.9	59.0	59.3	58.9	59.4	59.0	57.3	57.2	57.2
16	浦底 B（剣神社西）	73.6	73.5	73.5	74.0	74.9	75.2	75.2	76.7	77.2	73.1	74.8	77.5
17	色ヶ浜 B	77.6	77.7	78.1	78.5	78.9	78.7	78.5	79.5	78.4	78.4	77.7	78.8
18	縄間 D	72.3	71.5	71.9	73.4	73.5	74.1	73.0	74.0	71.7	71.7	71.9	72.3
19	敦賀 A（合同庁舎前）	61.4	61.0	61.6	61.8	60.6	61.6	62.1	62.7	61.6	61.8	61.1	61.9
20	赤崎 D	49.0	48.9	49.1	49.3	49.0	49.6	49.6	50.5	49.9	49.3	49.1	49.4
21	五幡 B	46.6	46.4	46.5	46.7	46.1	46.4	46.5	47.9	48.6	48.0	47.0	47.2
22	阿曽 D	47.5	47.3	47.0	47.6	48.2	48.3	48.3	49.7	48.7	48.0	47.5	47.6
23	杉津 B	52.3	51.9	51.9	51.8	52.4	51.4	52.4	54.0	53.5	52.3	51.8	52.0
24	東郷 A（咸新小）	62.0	61.6	61.3	62.2	62.5	62.5	62.1	62.9	61.2	60.7	61.8	61.9
25	粟野 A（黒河小）	65.4	62.4	65.2	66.7	67.3	67.9	67.3	68.3	65.4	65.3	65.8	66.2
26	疋田 A（愛発公民館）	83.6	83.6	83.4	85.0	87.3	86.2	84.8	85.2	80.2	80.0	84.0	84.3

※観測地点の添字（A、B、C、D）は観測担当機関を表します。

A：福井県、B：日本原子力発電株式会社、C：関西電力株式会社、D：日本原子力研究開発機構

(7)公害苦情

公害と言われるものは、これまでの産業型公害だけでなく、野外焼却や犬・猫の糞の不始末、空き地の草や空き家の放置など非常に身近な生活型公害にまで及ぶことから、工場などの事業者だけでなく、市民自身も公害の原因者となり得ます。

■典型7公害苦情

環境基本法では、公害を「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と規定しています。

公害苦情として寄せられる苦情の多くは、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、悪臭防止法などの法令等の規制対象に該当するものではなく、どの業種にも属さない、身近な生活型公害です。生活型公害の多くは家庭生活に起因しているため、近隣に対する配慮の意識を持つとともに、地域ぐるみで対策に取り組んでいくことで解決する事例が多く見られます。

■大気汚染

大気汚染の主なものは、田畑で行われる野焼きによる煙害等です。自動車の排気ガスや農薬の空中散布等に関する苦情もこの部類に入りますが、敦賀市ではほとんどありません。

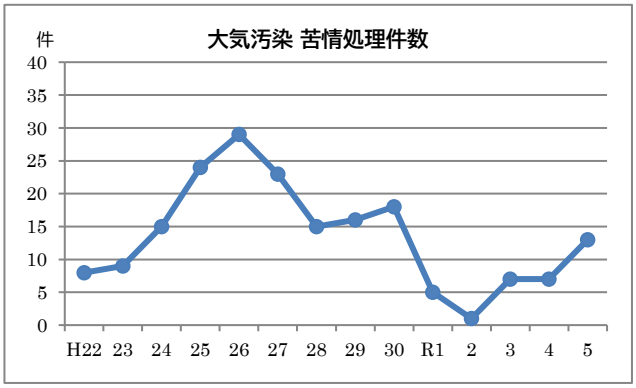

■水質汚濁

水質汚濁の主なものは、降雨後や田植えの時の河川のにごり、河川への油流入や魚類のへい死等です。これらは、原因不明であることが多く、油や魚類の除去をする等の対応を行っています。

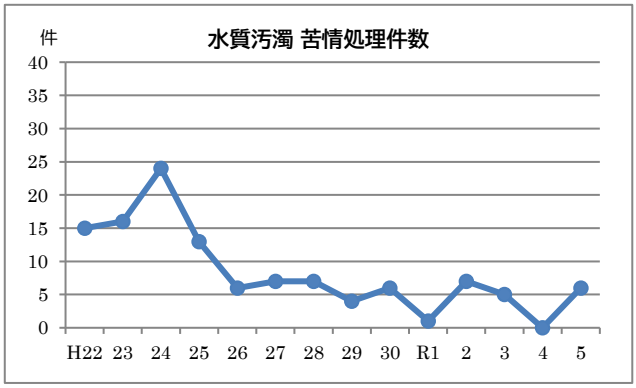

■騒音

騒音苦情の主なものは、解体工事・建設工事等の重機音です。
騒音苦情は、振動苦情・悪臭苦情と同様に個人の感覚や心理が影響します。

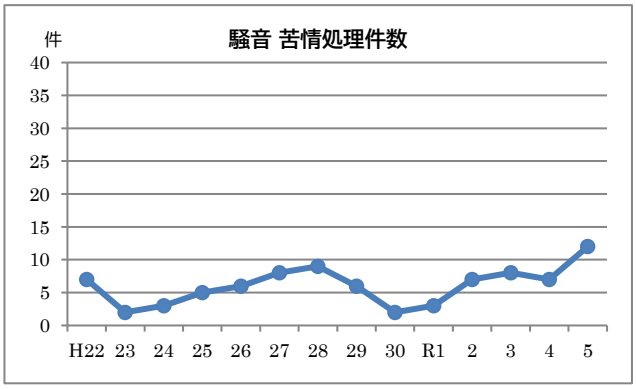

■振動

振動の主なものは、解体工事・建設工事等の重機による振動です。
振動苦情は、騒音苦情・悪臭苦情と同様に個人の感覚や心理が影響します。

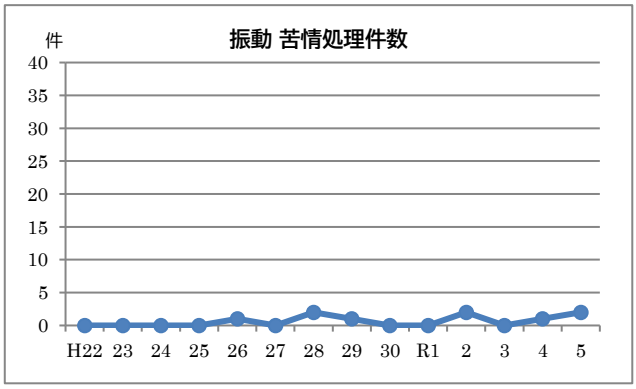

■悪臭

悪臭苦情の主なものは、野焼きによる煙臭、浄化槽・下水の異臭等です。

悪臭苦情は、騒音苦情・振動苦情と同様に個人の感覚や心理が影響します。

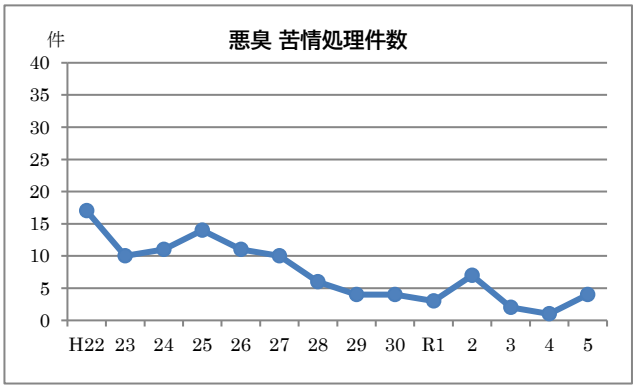

■その他

その他苦情の主なものは、スズメバチの発生、野良猫の糞尿等についてです。

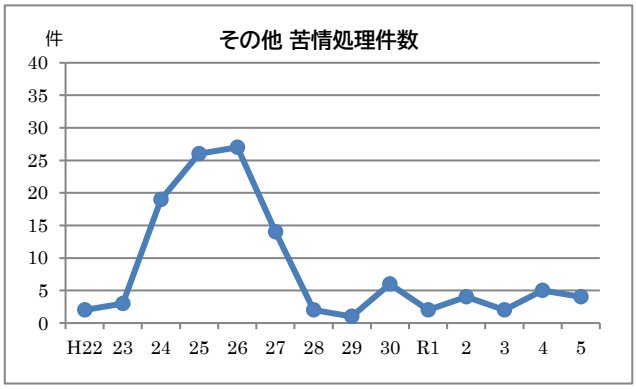

■公害苦情処理件数

	H22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
大気汚染	8	9	15	24	29	23	15	16	18	5	1	7	7	13
水質汚濁	15	16	24	13	7	7	7	4	6	1	7	5	0	6
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
騒音	7	2	3	5	6	8	9	6	2	3	7	8	7	12
振動	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	2	0	1	2
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	17	10	11	14	11	10	5	4	4	3	7	2	1	4
その他	2	3	19	26	27	14	2	1	6	2	4	2	5	4
合　計	49	40	72	82	81	62	41	32	36	14	28	24	21	41

■草刈り苦情

典型7公害苦情以外の苦情としては、空き地、空き家の草刈りに関する苦情が多く寄せられます。敦賀市では、「あき地の環境保全に関する条例」に基づき、雑草等が繁茂して不衛生な空き地の土地所有者または土地管理者を調査して、適切な管理を行うよう指導しています。

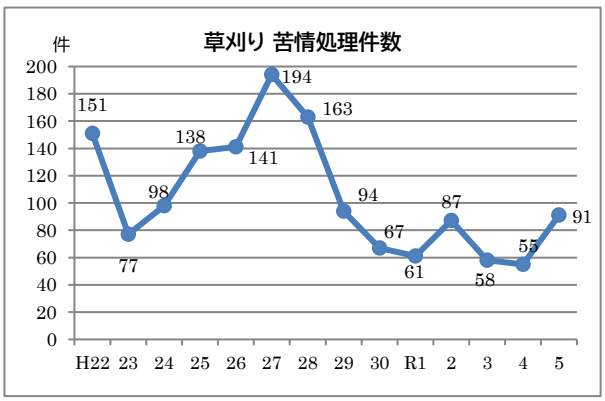

管理不良状態の空き地

5 快 適 環 境

(1)都市公園

都市公園の開設状況は、令和5年度末現在、40か所144．87haとなっています。

また、平成24年度から「地域の住民団体による公園等の自主管理協定に関する要綱」を制定し、市と地域の住民団体との間で公園等の自主管理協定を締結し、公園等の良好な環境の保全と地域コミュニティーの向上を目的とした地域による維持管理を進めております。令和5年度末において、協定に基づく管理がされている都市公園は、大島公園(元町)、昭和第1公園(昭和町)、境公園(栄新町)、桜ヶ谷公園(葎生野)となっています。

種類		箇所数	面積(ha)	備 考 ※( )内の数字は面積(ha)
住区基幹公園	街区公園	31	6.62	蓬莱公園(0.18)、大島公園(0.22)、 旭公園(0.25)、本町第1公園(0.13)、本町第2公園(0.18)、本町第3公園(0.23)、津内公園(0.18)、清水第1公園(0.22)、清水第2公園(0.25)、舞崎第1公園(0.16)、舞崎第2公園(0.14)、三島公園(0.11)、昭和第1公園(0.74)、昭和第2公園(0.21)、昭和第3公園(0.24)、和久野第1公園(0.23)、和久野第2公園(0.26)、和久野中央公園(0.74)、境公園(0.05)、葎生野公園(0.11)、松島第1公園(0.13)、松島第2公園(0.19)、松島第4公園(0.23)、 松島第6公園(0.14)、東洋公園(0.06)、三島第2公園(0.12)、 西ノ森公園(0.25)、山泉公園(0.27)、粟野南第1公園(0.10)、牛丸公園(0.18)、石蔵公園(0.12)
	近隣公園	3	8.20	桜ヶ谷公園(4.30)、岡山公園(2.30)、松島中央公園(1.60)
	小 計	34	14.82	
都市基幹公園	総合公園	2	96.20	金ヶ崎公園(59.00)、松原公園(37.20)
	運動公園	1	32.70	敦賀市総合運動公園(32.70)
	小 計	3	128.90	
都市緑地		1	0.98	津内緑地(0.98)
広場公園		2	0.17	神宮前広場(0.08)、白銀広場(0.09)
合 計		40	144.87	

(2)文化財

文化財の指定件数は、国指定が20件、県指定が31件、市指定が147件の計198件となっています。また、国の登録文化財として、18件が登録されています。(令和6年3月31日現在)

指定区分	分類	件数	内容
国指定文化財	国宝	1	工芸品 1
	重要文化財	10	絵画 3、工芸品 1、書跡・典籍・古文書 3、建造物 3
	重要無形民俗文化財	1	無形民俗文化財 1
	記念物	8	史跡 4(古墳 1・城跡 2・その他 1)、名勝 4(庭園 2・景勝地 2)
県指定文化財	有形文化財	17	絵画 5、彫刻 3、工芸品 4、書跡・典籍・古文書 1、考古資料 1、建造物 3
	民俗文化財	7	有形民俗文化財 1、無形民俗文化財 6
	記念物	7	史跡 4(古墳 2・城跡 1・その他 1)、天然記念物 3(植物 3)
市指定文化財	有形文化財	103	絵画 25、彫刻 10、工芸品 13、書跡・典籍・古文書 12、考古資料 4、歴史資料 32、建造物 7
	民俗文化財	4	無形民俗文化財 4
	記念物	40	史跡 7(古墳 2・その他 5)、名勝 3(庭園 1・景勝地 2)、天然記念物 30(植物 30)
国登録文化財	有形文化財	18	建造物 18

(3)公共交通

コミュニティバスは、お年寄りや学生など自らの交通手段を持たない交通弱者に対し、市街地や医療機関、交通施設への外出機会を提供するとともに、通勤・通学者の足の確保や中心市街地の活性化を図ることなどを目的に運行されています。

自動車利用の増加や人口減少により、全国的に路線バスの利用者は減少しており、本市でも利用者が徐々に減少するなか、将来にわたって持続性のあるバス交通を実現するため、平成29年2月に「コミュニティバス再編計画」を策定し、「バス利用状況を考慮した効率的で利便性の高い運行の実現」、「山間部路線における新しい運行(デマンド運行)の導入」、「誰もが気軽に利用できるバス利用の促進」の3つの基本方針のもと、平成29年10月からの試験運行を経て平成30年11月から本格運行を実施しました。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け乗客数は大きく減少しましたが、徐々に回復してきています。

■コミュニティバス利用者数

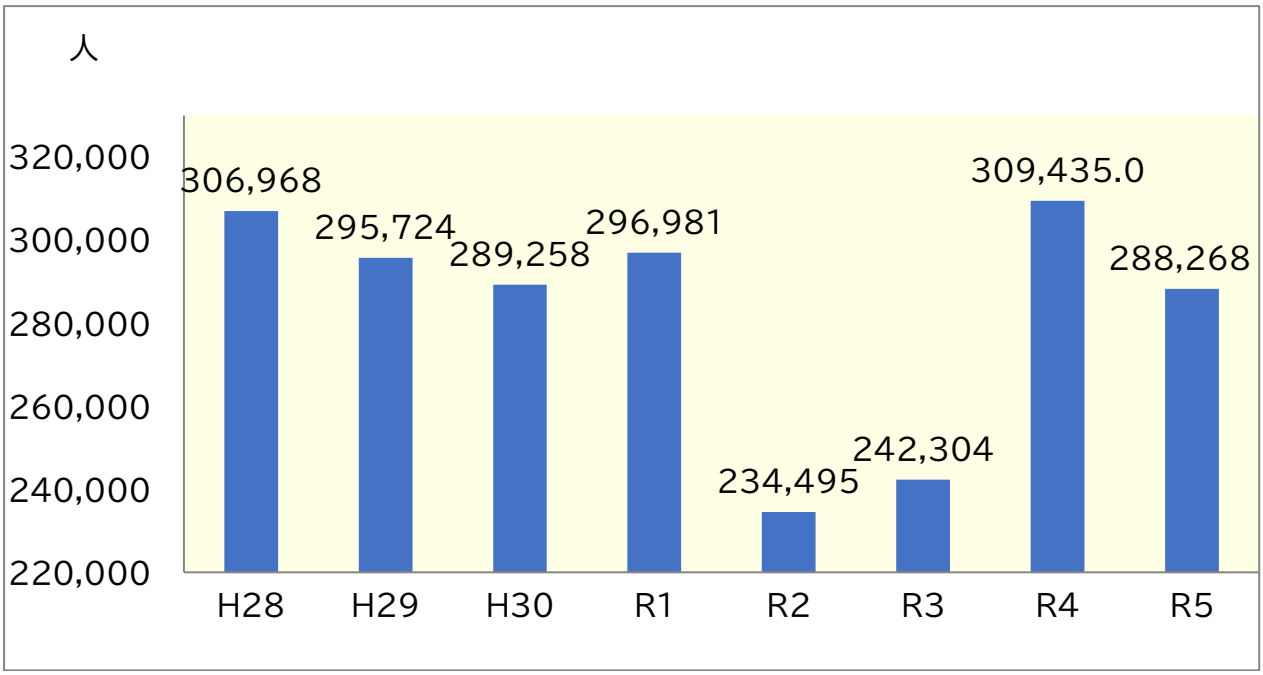

(4)環境美化運動

環境省は、毎年6月を「環境月間」と定めており、福井県はこの期間中、行政と県民が協働して環境美化を行う「クリーンアップふくい大作戦」に取り組んでいます。敦賀市でもこれに連動し、「市民総ぐるみ環境美化運動　クリーンアップふくい大作戦」として、気比の松原の一斉清掃をはじめ、各地区の環境美化活動を実施しています。

(5)つるが環境みらいネットワークの活動

つるが環境みらいネットワークは、平成13年度に策定された敦賀市環境基本計画に基づく取り組みを実践していく団体として設立されました。市民・市民団体・事業者・市により構成されており、これらの主体が連携・協働して自主的に環境活動に取り組んでいます。

■令和5年度　主な活動内容

実施日	活動	内　容
11月25日	つるが環境フェア 2023	きらめきみなと館において、団体や企業によるパネル展示、フードドライブ等を実施し、730名の方に来場いただきました。併せてかんきょうコンクール表彰式も行い、入賞作品を展示しました 。
3月15日	環境学習 2024	エネルギーの活用や地球温暖化について学びました。

(6)敦賀市かんきょうコンクール

敦賀市では、地球温暖化やごみ問題といった環境問題について、市民一人ひとりに関心を持ってもらい、環境のために取り組むことのできる身近な活動などについて考えてもらうため、環境に関するポスター、かべ新聞の作品を広く募集し、コンクールを実施しています。

令和5年度は、146点の作品の応募があり、市・市民団体・教育委員会の代表者による選考を経て、数多くの素晴らしい作品が入賞作品として選出されました。11月25日に開催された「つるが環境フェア」において、受賞者を表彰し、入選作品を含めた全22点の入賞作品を展示し、多くの来場者にご覧いただきました。

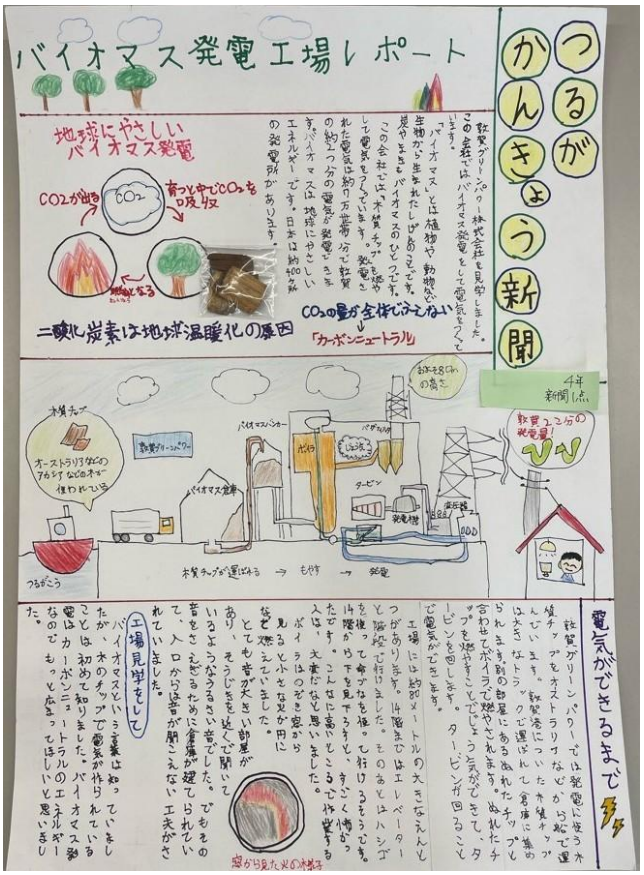

ポスターの部

最優秀賞　余座　ひとみ　さん

かべ新聞の部

優秀賞　小笹　秀　さん

第3章　環境施策の現状

本章では、第3次敦賀市環境基本計画「前期 環境アクションプラン」において設定した、5つの方向ごとの数値目標の進捗状況を記載しています。

1 ゼロカーボンシティへの挑戦

数値目標指標	基準（H25）	現 状（R5）	目 標（R9）
区域施策編における温室効果ガス排出量	811 千 t-CO2	591 千 t-CO2 （最新 R3）	462 千 t-CO2 （H25 比 43%以上削減）
事務事業編における温室効果ガス排出量	39,343t-CO2	29,678t-CO2	23,212t-CO2 （H25 比 41%以上削減）

■対象とする区域

区域施策編	敦賀市の区域内全域
事務事業編	行政事務・事業全般

2 自然環境の保全

数値目標指標	現 状（R5）	目 標（R9）
海岸清掃実施地点数	13地点	13地点 （R2:13地点）
中池見湿地来園者数	27,955 人	30,000 人 （R2:33,379 人）
有害鳥獣被害の削減率	-158% （被害額 R4 との比較）	10%

3 循環型社会の形成

数値目標指標	現 状(R5)	目 標(R9)
1 人1日当たりの排出量	952g/人･日	984g/人･日
リサイクル率(民間回収を含む)	13.6%	17.5%
1人1日当たりの最終処分量	154g/人･日	106g/人･日

4 生活環境の保全

数値目標指標	現 状(R5)	目 標(R9)
水質基準達成河川数	14河川	16河川 (R2:10河川)
環境基準達成地下水採取地点	14地点	16地点 (R2:16地点)
花のまちづくり事業 実施場所数	87 か所	81か所
リサイクルたい肥配布量	23㎥	40㎥

■河川水質の監視（環境基準の達成状況）

令和5年度は、笙の川（測定地点①）において水素イオン濃度が、また井の口川（測定地点⑤）において大腸菌数が環境基準を超過しています。

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
カドミウム	○	○	○	○	○	○								○	○	○
全シアン	○	○	○	○	○	○								○	○	○
鉛	○	○	○	○	○	○								○	○	○
六価クロム	○	○	○	○	○	○								○	○	○
ひ素	○	○	○	○	○	○								○	○	○
総水銀	○	○	○	○	○	○								○	○	○
アルキル水銀					○									○	○	○
ポリ塩化ビフェニル（PCB）		○			○	○								○	○	○
ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○								○	○	○
四塩化炭素	○	○	○	○	○	○								○	○	○
1,2-ジクロロエタン	○	○	○	○	○	○								○	○	○
1,1-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○								○	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○								○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○								○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○								○	○	○
トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○								○	○	○
テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○								○	○	○
1,3-ジクロロプロペン	○	○	○	○	○	○								○	○	○
チウラム	○	○	○	○	○	○								○	○	○
シマジン	○	○	○	○	○	○								○	○	○
チオベンカルブ	○	○	○	○	○	○								○	○	○
ベンゼン	○	○	○	○	○	○								○	○	○
セレン	○	○	○	○	○	○								○	○	○
硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	○	○	○	○	○	○								○	○	○
ふっ素	○	○	○	○	○									○	○	○
ほう素	○	○	○	○	○									○	○	○
1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○								○	○	○
水素イオン濃度（pH）	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
溶存酸素量（DO）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生物化学的酸素要求量（BOD）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
浮遊物質量（SS）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大腸菌数	○	○	○		×									○	○	○

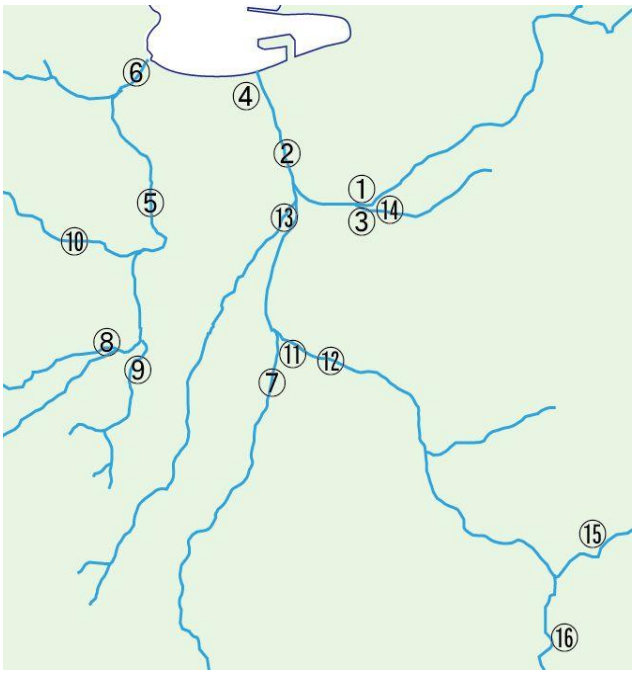

No.	水域の名称	調査地点
①	笙の川	（木の芽川） 木の芽橋
②		三島橋
③	深川	木の芽橋
④	二夜の川	末端
⑤	井の口川	豊橋
⑥		穴地蔵橋
⑦	黒河川	和久野橋
⑧	大瀬川	金山橋
⑨	野坂川	ひばりヶ丘橋
⑩	三味線川	笠取橋
⑪	宮尻川	合流前
⑫	笙の川	堂橋
⑬	助高川	下袖河原橋
⑭	深川	JR 鉄橋下
⑮	笙の川	奥野橋
⑯	五位川	追分橋

■地下水質の監視（環境基準の達成状況）

令和5年度は、全ての調査地点において環境基準を満たしています。

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
カドミウム	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
全シアン	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
鉛	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
六価クロム	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
ひ素	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
総水銀	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
アルキル水銀							○	○	○	○	○	○	○	○
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1,2-ジクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
塩化ビニルモノマー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1,2-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1,3-ジクロロプロペン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
チウラム	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
シマジン	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
チオベンカルブ	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
セレン	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
硝酸性窒素・亜硝酸性窒素	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
ふっ素	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
ほう素	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
1,4-ジオキサン	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○

No.	調査地点
①	和久野
②	山泉
③	古田刈
④	横浜
⑤	布田町
⑥	
⑦	昭和町
⑧	衣掛町
⑨	鉄輪町
⑩	元町
⑪	櫛川
⑫	茹生野
⑬	櫛林
⑭	山

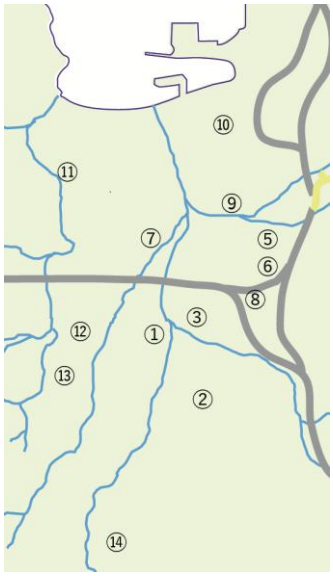

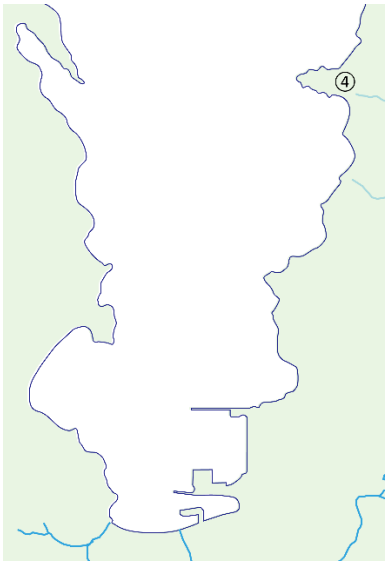

5 次世代につなげる取組

数値目標指標	現　状（R5）	目　標（R9）
環境みらいネットワーク加入団体数	２２団体	２５団体
環境教育を目的に含む学校教育関連事業（※１）の実施校数（５年間累計）	１４校	１６校
環境月間における清掃活動実施地区数	８か所	１０地区（※2）

※1幼児教育・保育自然体験等支援事業、地域教育コミュニティ推進事業、ふるさとの魅力発信推進事業
※2 北、南、西、松原、西浦、東浦、東郷、中郷、愛発、粟野